

平成24年 6 月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 尾	勝 利
8 番	松 本	末 治

9 番	光 武	学
10 番	徳 村	博 紀
11 番	福 井	正
12 番	水 頭	喜 弘
13 番	橋 爪	敏
14 番	松 尾	征 子
15 番	橋 川	宏 彰
16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年 6 月13日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 3 号 | 平成23年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 2 | 報告第 4 号 | 平成23年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 3 | 報告第 5 号 | 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 | 平成23年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 | 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告） |
| 日程第 6 | 議案第27号 | 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第28号 | 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第 8 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第29号 | 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第30号 | 鹿島市印鑑条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第31号 | 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第32号 | 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第33号 | 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第34号 | 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第35号 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 請願上程 | |
| | 請願第 1 号 | 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（常任委員会付託） |

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 3 号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第 1．報告第 3 号 平成23年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

報告第 3 号 平成23年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の 1 ページをごらんください。

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により、平成23年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成23年度に継続費として議決いただきました 1 事業につきまして平成23年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により、翌年度へ逡次繰り越しを行ったものでございます。

2 ページの繰越計算書をごらんください。

2 款 1 項の庁舎空調改修事業は、継続費の総額が157,836千円で、そのうち、平成23年度の前算計上額が48,226千円、23年度中の支出済み額が48,225,700円で、残額の300円を平成24年度へ逡次繰り越して繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第 3 号は終わります。

日程第 2 報告第 4 号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第 2．報告第 4 号 平成23年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

報告第 4 号 平成23年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の 3 ページをごらんください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

繰越明許費とは一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成23年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成24年度に繰り越して執行するものでございます。

繰越明許費は予算の一部として議会の議決が必要となっておりまして、本市の場合は昨年12月及び3月におきまして補正予算の一部として提案し、議決をいただいているところでございます。

4ページをお開きください。

それでは、繰越事業について簡単に御説明いたします。

繰越理由につきましては、12月、3月議会で補正予算とあわせて説明しておりましたので、今回は平成23年度の収支の出納閉鎖を終え、繰越額が確定いたしましたので、繰越金の金額についてののみ御説明いたします。

まず表の見方ですが、左から款、項、事業名、金額、その金額は12月及び3月の議会で議決いただきました繰越額の上限額でございます。

次の翌年度繰越額が、平成23年度から平成24年度へ繰り越した確定額でございます。

次の欄の既収入特定財源は、平成23年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成24年度中に収入見込みの特定財源の種類を区分したものでございます。

一番右の欄の一般財源は、事業費のうち市が一般財源として負担する金額となっております。

それでは、上から順に御説明いたします。

最初の肥前鹿島駅及び駅前整備事業は、繰越上限額が金額欄にありますように87,000千円、その全額を平成24年度へ繰り越しております。財源内訳は表のとおりでございます。

次の保育所整備事業は、上限額131,457千円に対し131,445千円を繰り越しております。

次の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、上限額37,678千円に対し37,677千円を繰り越しております。

次の中山間地域総合整備事業は、上限額1,000千円に対して事業が年度内に完了したために繰越額はありません。

次の漁村再生交付金事業は上限額20,000千円に対し19,340千円を、次の赤潮対策施設整備事業は上限額240,000千円に対し239,973千円を、次の地域密着型市道改修事業は上限額16,417千円に対し11,000千円を、それぞれ繰り越しております。

次の中学校耐震補強事業は上限額46,500千円に対し、その全額を24年度に繰り越しております。

この結果、合計欄の580,052千円が12月、3月議会で議決いただいた8事業の繰越上限額でございます、その右の欄の572,935千円が平成24年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第3 報告第5号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3．報告第5号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

おはようございます。報告第5号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書は5ページでございます。

平成24年3月市議会定例会において補正予算として21,656千円の繰越明許費の設定について議会の議決をいただいております。

繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告いたすものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

ここに計算書をつけております。繰越額は21,656千円に対しまして15,400千円を繰り越しております。

財源といたしましては、既収入特定財源が800千円で、未収入特定財源が14,600千円でございます。

おのおのの事業の進捗でございますけれども、小舟津汚水幹線・枝線管渠築造工事及び井手分汚水幹線・枝線及び納富分汚水幹線築造工事につきましては、年度内に事業が完了いたしましたので、繰り越しはいたしておりません。

鹿島市下水道施設情報管理システム構築事業につきましては、15,400千円を全額繰り越しいたしております。現在、業務遂行中でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第4 報告第6号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4．報告第6号 平成23年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

おはようございます。報告第6号 平成23年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書は7ページから8ページでございます。

8ページをごらんください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰り越しは2件でございます。

1件目は、改良費で県事業である国道444号道路整備交付金事業が繰り越されたことに伴い、配水管布設替工事についても工事費7,232千円を平成24年度へ繰り越しして使用するものでございます。

財源の内訳は、当年度損益勘定留保資金134千円、企業債2,400千円、そして、その他として補償金でございますが、4,698千円を計上いたしております。

次に2件目でございますが、施設費の機械及び装置の更新事業で送水ポンプの特殊部品の製造に不測の日数を要し年度内の完了ができなかったため、工事費1,735千円を平成24年度へ繰り越しして使用するものでございます。

財源の内訳は、当年度損益勘定留保資金35千円、企業債1,700千円を計上しております。

以上2件について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第5 報告第7号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5．報告第7号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案書と別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画書により御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

それでは、議案書の9ページをお開きください。

報告第7号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたします。

鹿島市土地開発公社につきましては、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。

現在すべての保有地を売却し、大型の用地取得を伴うような事業が一段落しておりますので、平成16年度以降は公社を維持していく最小限の予算を計上してまいっております。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成24年度の収支予算総額は、66千円といたしております。

2ページをお開きください。

収入支出の内訳でございますが、収入は事業外収入として定期預金や普通預金の利息収入66千円を見込んでおります。

支出では、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として66千円計上いたしております。

3ページをお開きください。

公社の資金計画でございます。

左の受入資金は、事業外収入として前年度繰越金を加え36,538千円でございます。支払い資金は、予算の支出と同額66千円でございます。

4ページをお開きください。

予算に関する説明書でございます。

収入66千円は、定期預金の金利が下がったため、前年度比31千円の減で計上いたしております。

5ページをごらんください。

支出の内訳になります。

旅費、需用費、負担金等の必要最小限の経費を計上しておりますが、収入の減に伴い、前年度比31千円の減で計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月26日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいておりますのでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

お諮りします。議案第27号から議案第35号までの9議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号から議案第35号までの9議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第27号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第6．議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

おはようございます。それでは、議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について4月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容等につきましては議案書の12ページから、それから、議案説明資料は1ページからとなりますが、説明資料のほうの概要で御説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。

今回の改正理由は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴いまして、この中で固定資産税の土地に関する評価がえについて一部見直しがありましたので、固定資産税課税台帳を4月1日に登録しなければならない関係上、所要の改正を行い、専決処分をしたものでございます。

改正の内容でございますが、いずれも鹿島市税条例の附則の改正でございます。これまでの平成21年度から平成23年度までの土地等に関する固定資産税の特例を、基準年度であります平成24年度におきまして一部経過措置を行った上で現行制度を継続するというものでございます。

まず、(1)の附則第11条は、特例に関する用語の意義の規定ですが、ここでは見出しを平成21年度から平成23年度とあるのを平成24年度と改めること、そして、地方税法附則の改正に伴い条項の整備を行うものでございまして、内容そのものの変更はございません。

次に、附則第12条により、住宅用地に係る負担調整措置の特例の見直しを行うものでございます。

通常、住宅用地の場合、その土地の面積の広さにより課税標準額は評価額の3分の1、あるいは6分の1に軽減されることになります。この軽減されたものが本来の課税標準ということになりますが、例えば、土地の急激な高騰で評価額が上昇した場合、税の負担の上昇が緩やかになるように課税標準額を徐々に是正するという負担調整措置という特例を行っております。これにより、本来の課税標準額と実際の税負担のもとになる負担調整措置後の課税標準額には開きが生じる土地が出てくることがあります。この開きを是正するために、新しい評価額から求めた課税標準額と前年度の課税標準額と比較し、これを負担水準といいます。負担水準が低い、つまり本来の課税標準と開きのある土地については負担調整を行いつつながら緩やかに上昇させていく一方、課税の公平の観点から、本来の課税標準に近い高目の土地については、低い土地との不均衡を是正するために負担調整の加算を行わず、低目の土地が追いつくまで課税標準額を据え置くという措置の特例を平成9年度から導入しております。据え置きを行う基準が住宅用地については、負担水準が本来の課税標準額の80%以上に達している土地ということとしておりましたが、既に多くがこの据置特例に該当している、つまり本来の課税標準額に近いということで、今回この特例を廃止するものでございます。

ただし、今回改正する附則におきまして、平成24年度においては据置特例の適用される課税標準額の負担水準を80%から90%以上に引き上げる経過措置を設けるものでございまして、ここが今回の改正の主な内容になります。

具体的な計算で申し上げますと、資料の5ページの下の方の参考の表をごらんいただきますと、例えば、土地の面積が180平米で評価額が1平米当たり60千円としますと、住宅用地の場合、200平米以下は6分の1の軽減がありますので、面積に平米単価を掛け、6分の1の軽減率を掛けますと、本来の課税標準額は1,800千円となります。そこで、前年度の課税標準額を仮に1,500千円としますと、1,800千円に対し負担水準が83%となります。平成23年度までは負担水準80%未満は据え置くこととしておりましたので、改正前では据え置いた額の1,500千円となっていたものが、今回の改正により90%以上が据置特例となりますので、5%の加算をする負担調整措置を行うということになります。

したがって、これまでは据え置かれた税額で年税額22,500円が今回の経過措置により、今年度の税額は23,800円ということになります。

本市の土地全体での影響額は、税額で年間約2,100千円の増収となる見込みでございます。なお、商業地については、据置措置特例適用土地は増加傾向にあるものの、従来どおり特

例措置を継続するというものでございます。

また、(3)の附則第13条の農地及び附則第15条の特別土地保有税におきましても現行制度を継続するということになりますので、年度を平成24年度と改めること、そして、地方税法附則の改正に伴い条項の整備を行うものでございまして、内容の変更はございません。

以上、今回の地方税法の改正によりまして、一連の土地に関する固定資産に係る条例改正のうち、平成24年度に影響を及ぼすものについて所要の改正を行い、4月1日付で専決処分をし、その承認をお願いし、また、平成25年度以降に係る分につきましては、今定例会におきまして議案第31号で改めて提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたが、実は私よくわからないんです。議案書をもらってからいろいろ調べておりましたが、私の頭ではどうしてもわかりませんでした。いろいろ参考書なども見てみましたが、わかりませんでした。

とどのつまりは固定資産税の一部が上がると、そうでしょうね、2,100千円増収ということですから。まず、上がるということですか。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

上がるといいますか、課税標準額がある一定の水準に達した土地については、本来の課税標準額に近づけるということで税額そのものは結果的には上がるということになります。これが全体の土地に対して、納税義務者に対して約3割の方がこの負担調整率が80%から90%にある方ということになりまして、1人当たりの年税額で言いますと大体750円ぐらいの負担増になるということになります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

全体の3割だということですが、今、全体的に土地の価格を見ておきますと、もうこの数年間、上昇はしない、下落というより据え置きといいますか、低くなっている状態ですね。そういう中でのこういう現象というのは、結局、負担水準の問題がかかってくるということですか、その辺については。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員がおっしゃられるように、評価額そのものは基準年度、平成24年度におきましては、平成23年度と比べて土地も家屋も償却資産も評価額そのものが全体で落ち込んでおります。ただ、この土地の負担水準、課税標準額の負担水準はある一定の水準に達しているということで、税の負担の公平を期するということで、今まで据え置きをされている方もある一定の負担調整率を掛けて、5%の負担調整率を掛けて税収の増になっているというような状況になっております。

評価がえに伴う評価は全体的に下がっております。ただ、税の負担の課税標準額は一部で土地については上がっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

土地自体は上昇というか、今、非常に下落状態にある中での水準に近づけるからということで、そういう対応はされるということですが、どうも私納得いかないわけですね。

それと同時に、これが国で決まったから4月1日でしなくちゃいけなかったからということで専決処分に対応されている。私は固定資産税の評価、固定資産税ですね、税については今でも市民の皆さんからはもう少し固定資産税が安くならないかというような、そういう声をたくさん聞くんですよ。1人当たり七百幾らということをおっしゃいましたが、やっぱり今特にこんだけ負担増がいろんな形で押し加かってきているときにね、例えば、上げたにしても、もう期限がありますから専決処分ですよというふうな、こういう大事な案件に対して私はどうも納得いきませんね。これはもう国がしたんだからしょうがないと言われる。そういうわけいかないわけですよ。そういう面では、やっぱりこの問題については専決処分をしないで少しづれたにしても対応ができないものか、こういうのは。絶対それはできないんですかね、専決処分しないと。少しおくれて課税をするにしても、議会なんかに諮っていただいて十分に論議をしながらこれを取り扱うということ。

私は、特に固定資産税など大事な問題ですからね、どんなに単価が安かろうがどうであろうが上がるという問題なんですよ、その辺どうなんでしょう。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この固定資産の課税台帳を登録するのが4月1日時点で登録をして縦覧に供するということになります。おっしゃられるように、これをもっと後に、専決処分をしなくて後に議論をするということで行きますと、先ほど申しました税の負担の増になられる方がいらっしゃいますので、これは不利益不遡及の観点からいいまして、やはり最初4月1日時点で税条例を改正しておいて、それから、こういった負担を求めるということの手続をとらないといけないということになりますので、後で議論して税の負担が増になって住民の方に負担を強いるような形になっては、かえって住民の皆さんに御迷惑をかけるということになりますので、不利益不遡及の観点から、これは4月1日で専決処分をさせていただくということになりますので、どうぞ御理解いただきますようにお願いします。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市長にお尋ねをしますが、いろんな形で、この後もそういう条例が出ますが、こういうことになるというのは3月31日決まったにしても、その前から国の動きはあっていたと思うんですよね、論議がされていたと思います。だから、そういう動きというのをキャッチして、例えば、正式に議会にかけるとか云々はできないにしても、前もって何らかの形で私たちにも提案をされてどうなんだろうという、そういう事前の協議ということはできないものなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えいたします。

今回に限って言えばできませんでした。つまり政府の方針といいますか、具体的な扱いがなかなか決まらないんですよ。これを含めて、よく御存じだと思いますけれども、したがって、31日になって連絡が来て、1日から変えないといけない。これはどう頑張っても議会は閉会といいますか、場がございませんから手続ができないということでございます。

それから、後ほどまた条例がかかりますから、同じものが、あらかじめお話をしておきますと、今回のやつが税金を上げたというふうに思っておられますけれども、そうではございませんで、もともと特例措置を講じてあったわけですよ。それをそのまましておけば、議会で別途のこれから議論になります条例が議論された後でさかのぼって取る、取らないという議論になります。それは非常に不利になるだろうということでございますので、最小限4月1日に課税台帳を改正しなければならないというぎりぎりの部分だけを直させてもらったと、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これまでもいろんな問題でこういうことありましたよね、納得いかない形であっても専決処分をしなくちゃいけないという状況はありました。私は、特に今回の問題につきましては、上がる、上がらんは別としましても、こういう大事な問題を、決まり、国がやったからしようがないなというような形で専決処分をするということ自体どうしても納得いきませんので、そういう意見を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今、松尾議員が大まか私が思っている部分も質問をしていただきましたが、課長の答弁を聞いておりますと公平性を期するということで、そういうふうに理解をしてほしいということでございますが、私たちも事前にこの資料をいただいていた、見てもわからなかった。で、今回これだけ質問を経て、ようやくわかりかけてきたところに市民の方にどうやって理解をしていただくのか。これが今市長の御答弁の中に、ぎりぎりの3月31日だったから、なかなかその前に議論等もできなかったという御説明もありますが、実質的には課税対象の3割近くの方がこの対象になって、そして1人当たりどのくらい、平均値なんだろうが、750円近く上がっていくということ、これをどういうふうに市民の方に理解をしていただくために施策をとられるのか、課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この住宅用地の課税標準額の特例というのは、本来、評価額の3分の1とか6分の1の額で軽減措置、軽減の特例があります。これは従来どおり生きております。この本来の課税標準額に到達しないという状況、これはずっと以前の物価高騰、土地の高騰等で評価額がいきなり高くなった背景があって、その6分の1の課税標準額に持っていくにしても税負担でかなりの負担がふえたということで、この負担調整措置を行いながら緩やかに上昇させていくというのが背景でございます。

今回、その負担調整措置を廃止する、基本的に廃止するというのは、こういった特例をなくして本来の課税に戻すということを前提にしておりますので、ここを住民の皆さんに理解していただいて、今度廃止したのが本来の課税標準額ですよということで、これまでは特例措置をしておったということを住民の皆さんに理解していただきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

今お答えいただきましたけど、ちょっとお答えには足りないかなという気がしますが、私が質問をしているのは市民の方、3 割近くの方が若干、固定資産税、前年度よりも高くなるだろうと、同じ持ち分の割にはですね。そうなったときに税務課のほうとかにお聞きになられたときとか、それとかそれ以前に市のホームページとかでこういうふうに変わりましたというのはもう出されているんですか、市民の方に。今後そういうふうなことをする予定はあるんですか。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

積極的にこれを住民の皆さんにお示しするということはありません。ただ、4 月 1 日から縦覧期間ということで、この期間に自分の税額がどうなっているかというのは確認していただくというのが、この固定資産の縦覧期間という制度がありますので、こういった制度については周知をしておりますので、ここでごらんになっていただきたいというふうに考えております。

先ほど、住宅用地で750円税額が上がるということ、上がるというか、本来の税額に近づけるために税の負担が上がるということを申し上げましたけれども、固定資産の24年度の評価がえにおきましては、土地、家屋、償却資産、いずれも課税標準額は前年度を下回っておりますので、納税義務者一人一人であれば、これは土地、家屋すべてをひっくるめて1人当たりの税額でいけば平均で税の負担というか、年税額は落ち込んでいるような状況になっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

先ほどからも言っているように、土地の評価はここ数年、下降の傾向にあって、その中でこういうふうな措置がまたとられるということは市民にとっては今まで何とか我慢をしてきた部分もある中で、またこういうふうなのが出てくるというのは私もなかなか納得できる場所ではございませんが、今課長等からの御答弁をいただき、少しは理解できたかなと思っ

ております。まだまだもうちょっと時間が要るかなという気がするところです。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第28号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第7 議案第28号 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））であります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案第28号について御説明いたします。

説明は議案書、一般会計補正予算（第8号）並びに議案説明資料で行いますので、お手元に御準備ください。

まず、議案書の15ページをお開きください。

議案第28号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

16ページは専決処分書でございます。

平成24年3月31日付で一般会計の補正予算を行ったものでございます。

別冊の議案第28号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）の補正予算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

今回の補正額は、予算の総額に231,769千円を追加し、補正後の総額を13,094,168千円といたしましたのでございます。

2 ページから 5 ページまでは歳入歳出の集計表となっておりますが、説明は省略いたします。

6 ページをお開きください。

第 2 表は、地方債の補正でございます。

社会資本整備総合交付金事業、急傾斜地崩壊防止事業及び小学校耐震補強事業につきましては、対象事業の確定に伴い、24,400千円から23,000千円に1,400千円の減額補正を行っております。具体的内容につきましては、後立って御説明いたします。

7 ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明書により御説明いたしますので、議案説明書の 6 ページをお開きください。

6 ページから 8 ページまでは、今回専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっておりますので、説明は省略いたします。

9 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税や市債の発行の確定に伴う増減、歳出は、歳入の確定に伴う歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入の補正について御説明いたします。

地方揮発油譲与税は4,317千円の増額となっております。増額の理由は交付額の決定によるものでございます。

以下、交付額の確定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

自動車重量譲与税は10,662千円の増、利子割交付金は320千円の増、配当割交付金は2,494千円の増、株式等譲渡所得割交付金は113千円の増、自動車取得税交付金は4,801千円の減、地方交付税のうち、特別交付税は221,369千円の増、震災復興特別交付税は新規に 2 千円、交通安全対策特別交付金は229千円の増となっております。

次のナンバー10、急傾斜地崩壊防止事業分担金及びナンバー11、社会資本整備総合交付金及び次のページのナンバー13、急傾斜地崩壊防止事業補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

ナンバー12、学校施設環境改善交付金、旧名称、安全・安心な学校づくり交付金につきましては、北鹿島小学校耐震補強事業分でございますが、平成22年度実施分に係る交付額も含め840千円の増となっております。

ナンバー14の社会資本整備総合交付金事業債、ナンバー15の急傾斜地崩壊防止事業債は、事業費の減額に伴い、それぞれ1,000千円と300千円減額いたしております。

ナンバー16の小学校耐震補強事業債は、国庫補助対象事業費の確定に伴い100千円を減額

いたしております。

11ページをごらんください。

歳出補正の概要でございます。上から順に御説明いたします。

ナンバー1、財政調整基金積立金につきましては、後年度の財政負担に備えるため、財政調整基金へ1億円を積み立てるものでございます。

ナンバー2の公共施設建設基金積立金につきましては、今後予想される学校を含めた公共施設の耐震補強事業等の施設整備に備え、公共施設基金へ140,000千円を積み立てるものでございます。

ナンバー3の社会資本整備総合交付金事業及びナンバー4の急傾斜地崩壊防止事業は、事業費の確定による減額を行っております。

ナンバー5の小学校耐震補強事業は、国庫補助対象事業の減に伴い、財源組み替えを行っております。

最後の予備費で4,448千円を減額し、財源調整を行っております。

12ページをお開きください。

3月専決処分後の市債の現在高調書でございます。

一番下の合計欄をごらんください。左の欄より平成21年度末、22年度末、右から2番目が平成23年度末となっております。

平成21年度末では約9,280,000千円、22年度末では約9,320,000千円、23年度末では約8,890,000千円となり、臨時財政対策債を除けば市債残高は確実に減少いたしております。

一番右の欄が平成22年度末現在高との比較でございますが、前年度対比434,891千円の減となっております。

欄外に市債残高の実質負担額を記載しておりますが、市債のうち、国から交付税措置をされる部分を差し引きますと実質的負担率は29.3%となりまして、市債残高のうち、実質負担額は26億円程度となる見込みでございます。

13ページにつきましては、積立基金の状況をあらわしたものでございますが、説明は省略いたします。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり承認されました。

日程第8 議案第29号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第8．議案第29号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）であります。当局の説明を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

議案第29号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、訴訟上の和解について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をいたし、承認を求めるものでございます。

18ページをお願いいたします。18ページは専決処分書でございます。

本件の訴訟というのは損害賠償請求事件でございまして、それに関し、和解及び損害賠償の額について、去る4月11日に専決処分いたしましたものでございます。

損害賠償請求事件の概要について説明をいたします。

去る平成19年4月17日、市内の中学校におきまして例年行われております新入生歓迎のクラブ活動の紹介において、野球部の紹介中に野球部員が投じたボールが新入生の生徒の右目に当たり、けがをしたというものでございます。そして、平成23年2月22日に負傷をされた元生徒が学校の管理者であります鹿島市及びボールを投じた元生徒を相手として佐賀地方裁判所に損害賠償請求を起こされたというものでございます。

和解の内容につきましては、19ページのほうに記載をしております。鹿島市の分について記載をしております。

和解の主な内容につきましては、(1)被告は、原告に対し、平成19年4月17日に鹿島市立の中学校で起こった事故に関する責任が被告にあることを認め、遺憾の意を表明する。(2)被告は、原告に対し、本件和解金として600千円の支払い義務があることを認める。(3)被告は、原告に対し、本件の和解金でございすけれども、600千円を平成24年4月27日限り、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。(4)被告は、先ほどの和解金の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し、和解金600千円から既払い分を控除した残金及びこれに

対する平成24年4月28日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う。(5)原告は、その余りの請求をいずれも放棄する。(6)原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。(7)訴訟費用は、各自の負担とするというものでございました。

その後でございますけれども、和解の内容でございます4月27日に本件和解金を指定口座のほうに振り込んでおります。また、その後、負傷された元生徒の父親を訪問いたしまして、遺憾の意を伝えてあらわしております。以上の内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件で1つだけお尋ねをしたいと思いますが、これは以前、全協のときにもちょっと触れたと思いますが。

ただいま御報告ありましたようにいろんな問題があったと思いますが、教育委員会としても関係者としても御家族の方にそれなりの誠意ある対応をなさったということで、御家族の方もその辺はちゃんと受けとめてもらっているようです。

私が1つお尋ねをしますのは、これで全部終わったのはわかります。ただ、事が事だけに、御存じのように、これまで御心配なさったのは、その後、経過した後に何らかの障害が出た場合にどうなるかということですね。しかし、これによってはそれをどうするということはもうないわけですね。だから、そういう場合の対応ですね。例えば、御存じのように目ですね。だから、その障害が出た場合の対応に対して御家族の方が何らかの形で申し出があったとした場合に、例えば、この一、二年なら皆さん御存じですけど、後になりますと対応した職員もいなくなりますでしょうし、いなくなりますというか、経過した後は職員の方もかわってくるとは思いますが、そういう面についての問題点というのは出てこないのかなと思うんですが、具体的にその辺になった場合にはどうなるんでしょうか。これでは全くもう触れられないことになるわけでしょう、この和解が成立しているわけですから、後については全くできないということですが、そういうことが起きた場合のことは考えられませんか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

最初から原告の保護者の方が心配をされていたのは、もちろん当たったことによる視力低下ということと、もう1つが後々、20年とか30年とか経過した後の緑内障だとかそういった部分でございました。この件の訴訟に関して、まず問題になったのが後遺障害という点でご

ざいます。ですから、和解の中でも本件という書き方でありますけれども、後遺障害については本件のほうに入っておりません。そういったことで、例えば、先ほど申しましたように、20年とか30年後にこの事故といいますか、当たったことによって緑内障だとかそういったものが出てきたということであれば、また再度提起をするということで、この件については解決をしております。そういった内容でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。そういうことがあってはいけないわけですが、ないとは言えないわけで、結局、結論としては、じゃ、その時点で裁判を起こすとか、そういう形しかないと考えられるわけですか、確認の意味でお尋ねします。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、裁判というか、その中でも双方の代理人を通じてそこは確認をしております。再度提起をするという形になろうかというふうに思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、再度提起をするということでしたね。さっきも申しましたが、提起をした。提起を教育委員会に対してになると思いますが、皆さん実態を御存じの方がいらっしゃるうちにはいいと思いますが、年数がたっていきますと、そうじゃなくなる。その場合に再度提起をするということは具体的にどういうことなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

ですから、先ほど申しましたとおり、仮に緑内障が出てきたというふうに仮定をいたします。そういった場合に、それがこの右目に当たった事故に起因するものというのを証明書をつけて、診断書をつけて、それで再度訴訟を起こすという形になるという意味でございます。

○議長（中西裕司君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり承認されました。

日程第9 議案第30号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第9 議案第30号 鹿島市印鑑条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

当局の説明を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中一枝君）

議案第30号 鹿島市印鑑条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては、20ページから23ページでございます。

提案理由でございますが、今回、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正などに伴いまして、所要の条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で御説明をいたしますので、定例会議案説明資料のほうを御準備ください。

説明資料につきましては、19ページになっております。

改正の理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律によりまして外国人登録法の廃止が平成24年7月9日に施行されることなどに伴いまして、所要の条文を整備するものでございます。

主な改正内容は3点でございますが、改正内容の説明の前に、今回の住民基本台帳法、それと入管法、入管特例法と2つございますけれども、これらの法改正と鹿島市の印鑑条例及び鹿島市手数料条例との関連を前段のほうで御説明を申し上げたいと思います。

現在、外国人の方は出入国管理及び難民認定法、短く入管法とも申しますけれども、それ

と日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、短く言いまして入管特例法というふうに申します、によりまして、日本での在留資格、在留期間、または特別永住許可が認められまして日本に在留するというふうになっております。そして、日本に在留することとなった外国人の方は外国人登録法によりまして居住地の市町村に登録の申請をしなければならないとされまして、市町村は申請のあった外国人住民について定められた事項を外国人登録原票に登録をし、この登録原票を市町村の事務所に備えなければならないというふうになっております。ここで申しました外国人登録原票に登録をされました外国人住民は住民基本台帳に登録されているもの、日本人と同じくということですが、印鑑登録ができ、外国人登録証明書の交付が受けられ、その証明書の交付に係る手数料を市はいただいているというふうな流れになっております。

今回の住民基本台帳法の改正によりまして、外国人の住民の方も住民基本台帳に記録されるようになりました。それと、入管法等の改正によりまして外国人登録法が廃止となりましたので、外国人登録法から引用しております外国人登録原票、外国人登録証明書などの用語の整備が必要になったという流れがございます。

それでは、主な改正内容について申し上げたいと思います。

説明資料の中ほどをごらんください。

1点目は、先ほど申し上げましたとおり、外国人登録法が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳に記録されるようになりましたので、印鑑登録資格者は住民基本台帳に記録された者というふうになります。そして、2点目は、住民基本台帳制度の対象となる外国人住民の範囲が住民基本台帳法で規定をされたことです。その規定となる外国人の住民の方は観光目的などの短期滞在者を除く、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者というふうになります。改正された住民基本台帳法では、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、または仮滞在許可者、出生による経過滞在者、または国籍喪失による経過滞在者というふうになっております。

次に、3点目でございますが、印鑑登録における外国人住民の特例といたしまして住民票に通称を記載することができることから、通称を用いた印鑑の登録が可能であること、また非漢字圏の外国人住民については、住民票の備考欄に登録されている片仮名表記での印鑑が登録できるということがございます。

それでは、説明資料の前のほうですが、14ページのほうをごらんください。

以上のことから、新旧対照表で条例の改正点の御確認いただきたいと思います。

なお、今回条例を改正するに当たりまして、国の印鑑登録事務処理要領に倣いまして、登録できない印鑑の大きさを6ミリメートルの正方形におさまるものから8ミリメートルの正方形におさまるものに改正、さらに字句の訂正が必要な部分もあわせて今回改正をするようにいたしております。

アンダーラインの部分が改正となりますが、主な部分のみ御説明を申し上げたいと思います。

まず、鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、14ページの第2条のところ
です。外国人の住民が住民基本台帳法の適用対象となりましたので、外国人登録法が廃止
となり、第2条第1項第2号を削除いたしております。

続いて、同じページの第4条第5項につきましては、外国人住民の範囲と印鑑登録原票の
登録事項について述べておりまして、住民票に通称が記録されている外国人住民にあっては
通称を、非漢字圏の外国人住民が住民票に記録されている氏名の片仮名表記での印鑑登録を
した場合は、その氏名の片仮名表記を印鑑登録原票に登録するよう改正をいたしております。

次に、15ページの第5条でございますけれども、この条項では、外国人住民の通称を用い
た印鑑の登録、あるいは片仮名表記での印鑑の登録ができるように改正をいたしております。

続きまして16ページ、下段の第14条でございますけれども、この条項では、印鑑登録証明
書には住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては通称を、非漢字圏の外国人住民
の方の住民票備考欄に片仮名表記での印鑑登録を行った場合は、氏名の片仮名表記を記載す
るものというふうに改正をいたしております。

続いて、17ページの鹿島市手数料条例の一部を改正する条例でございますけれども、外国
人登録法が廃止となりましたので、第2条第14号、外国人登録に関する証明書の項を削りま
して、15号以下を1号ずつ繰り上げ改正をいたしております。

なお、施行日につきましては、平成24年7月9日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 鹿島市印鑑条例及び鹿島市手数料条例の一部を改正する条例に
ついては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第10、議案第31号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についてであります。
当局の説明を求めます。大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第31号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。
議案書は24ページから、議案説明資料は20ページからとなります。

提案の理由は、地方税法の一部改正などに伴いまして、関係条文を改正したいので、この案を提出するものでございます。

また、今回改正いたします条例改正案は、先ほど議案第27号で専決処分事項の承認をいただきました鹿島市税条例の一部改正に関連するもの、それから、その他の改正分と大きく2つに分かれております。

それでは、具体的な内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、説明資料の31ページのほうをお開きください。

まず、1の改正理由ですが、これは、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律などに伴い、所要の改正を今回行うものでございます。

次に、2の改正の内容ですが、今回の改正は2条によります改正で、第1条による改正で、鹿島市税条例の一部を改正する条例、第2条による改正では、専決処分で改正いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

そこでまず、(1)の第1条による改正の中で、第36条の2の改正でございますが、これは年金所得者の申告手を簡素にするという観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、これまで申告書の提出が必要でございましたが、あらかじめ年金保険者のほうに扶養親族等の申告とあわせて寡婦（寡夫）の記載をしておけば確定申告の際に年金以外の所得がなければ、改めて申告書を提出する必要がなくなるというものでございます。

次に、(2)のたばこ税率の改正でございますが、これは、第95条で旧3級品以外のたばこ1,000本当たりの税率を現行4,618円から644円引き上げ5,262円、それから、附則第16条の2で、旧3級品のたばこ同様に現行2,190円から305円引き上げ2,495円とするものでございます。

旧3級品といいますと、これは現在のJ T、日本たばこ産業株式会社の前身であります日本専売公社のときに原料の質により1級から3級に分かれていたたばこが旧3級品の6銘柄だけ現在も残っているものでございます。

市たばこ税はそれぞれ引き上げられることとなりますが、これとあわせて県たばこ税が同

額引き下げられますので、たばこ税の総額は変わらず、今回の改正により販売価格には影響
ございませんが、県と市や町との税収の増減が生じるということになります。影響額は、た
ばこの売り上げ本数の過去9年の平均で減少分を見込んだ上で、大体約27,000千円の増収と
なる見込みでございます。

この改正の背景としましては、国税と地方税を合わせた法人税の実効税率が引き下げられ
ることに伴い、地方の税収において都道府県と市町村において増減があるために、これを調
整するために道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するというものでございます。

次に、(3)の附則第9条の改正でございますが、退職所得につきましては、ほかの所得と
区分して課税しておりますが、税率で10%の税額控除が平成25年1月以降に支払われる退職
所得に係る分から廃止されることになりましたので、この附則第9条の税額控除の特例を削
り、本則課税を行うというものでございます。

資料の31ページの下から3行目以下に参考例を示しておりますが、退職金を仮に20,000千
円、勤続年数を30年とした場合、退職所得控除を勤続年数に応じて計算した後、これまで
135千円の税額であったのが、15千円が廃止され、10%の税額控除が廃止され150千円とい
うことになります。

退職所得につきましては、毎年変動がありますが、平成23年度で申しますと課税対象が平
成23年度で87名、この方々で仮に10%の税額控除相当額を試算してみますと市県民税合わせ
て約2,200千円となって、市民税のみで1,370千円、この分が増額される見込みとなります。

次に、32ページをお開きください。

(4)の附則第21条の2を新たに設けるものでございますが、これは、特定の非営利法人で
あります一般社団法人、それから、財団法人が設置する幼稚園、博物館、図書館の固定資産
税が従来非課税とされている公益法人と同様の非課税扱いとするものでございます。今のと
ころ、この改正による図書館、博物館等を設置する非課税措置に該当する法人はございませ
ん。

次の(5)の附則第22条の改正、第22条の2の新設及び第23条の改正につきましては、いず
れも東日本大震災の被災者に係る特例でございます。

申告の際、雑損控除をする場合、所得税と同様、災害関連支出については、災害がやんだ
日から1年以内に支出したものが雑損控除の対象となりますが、東日本大震災の場合は3年
以内に支出されるものと対象期間が延長されるというものでございます。

また、被災者の居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例ということで、震災により
居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7
年に延長するというものでございます。

延長の特例の対象となりますのは、ここに掲げております居住用財産の譲渡所得の特別控
除や買いかえの特例などでございます。

それから、東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得等の場合の住宅借入金等特別控除の重複適用などの特例を設けたものでございます。

次に、(6)の附則第24条の創設につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施します防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき地方が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の税率を市民税500円、県民税500円の合計で年額千円引き上げるというものでございます。

今回提案いたしますのは、税条例の個人市民税で現行の年額3千円から500円引き上げ3,500円とするものでございまして、これによる負担の増は平成23年度ベースでいきますと、納税義務者約1万4,000人、市民税で約7,000千円の増が見込まれ、この間、市民の皆さんに負担増をお願いするということになりますが、緊急防災減災事業のため、臨時的な税制上の措置でございますので、どうか御理解いただくようお願いします。ちなみに、佐賀県のほうでは既に500円の均等割の引き上げ改正が行われております。

(7)、(8)が第1条による改正のその他の改正並びに第2条によります改正で、平成24年度における固定資産税の住宅用地に関する負担調整措置の据置特例につきまして、地方税法では、平成25年度、平成26年度における負担調整措置の特例についてあわせて改正が行われておりますので、今回これと同様に条例の整備を行うものでございます。

33ページの3の施行期日ですが、退職所得に係るものについては、平成25年1月1日以降に支払われるもの、たばこ税は平成25年4月1日からの適用、寡婦（寡夫）控除については、平成26年度分以降の住民税申告について、それ以外は公布の日からということになります。ただし、住民税の均等割は平成26年度分から引き上げるということになります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回提案されました件でそれぞれに問題あるわけですが、特に私は1点ここでお尋ねをしながら私の考えを申し上げたいと思いますが、6番目の市民税の追加の問題、今いろんな形で東日本大震災が云々だからというようなことでいろんな対応がなされておりますが、特に今回、これは地方が防災のためのいろんなものを実施するために税金を取るということですね、さっきの説明では。

まず、お尋ねをしたいと思いますが、県も500円ずつ取るわけですが、鹿島市が500円ずつ取るのは、鹿島市が独自に何かの事業をするために使う、すべて鹿島市で使うということに理解していいんですか。

○議長（中西裕司君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

鹿島市で行う防災減災事業に充てるということです。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、私は、いろんな大震災に絡んでの取り組みがなされているのを見ますと、やっぱりみんな大変だとわかっていますから、大震災のためだと言えば嫌だと思ったってね、対応しなくちゃいけないというふうにみんなそれだけの心を持っているんですよね、自分は大変でもしなくちゃいけない。特に私は、今回提案されておりますように、防災のため、そのために必要だと言われておりますが、本来はね、私はそういう仕事というのは国のお金であるのが当然だと思うんですよ。だれだってそういうことなら500円ぐらいならと、本当に皆さん心配されていますからおっしゃる人もありますよね。しかし、本質をやっぱよく見ていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。こういうことになりますと、これから何でんかんでん、どういう形で覆いかぶさってくるかわかりませんよ。今、国のほうでは、この数日間でどうなるかわかりませんが、消費税の問題だってそうでしょう、いろんなことを理由にしながら国民にこれだけのお金をかぶせようとしてきている、そういうのが次々来るわけですよ。

私はそういうのを考えますと、今回のこの提案に対して国が方針を出してきたでしょう。しかし、どうしてもね、このあり方はおかしいんじゃないかと思うんですよ。去年のあの震災後ですね、本当に鹿島市の皆さん、全国の人たちが自分は我慢してでも被災地に何らかのことをしなくちゃいけないということで皆さんが基金を集めたり募金をしたり物資を送ったり、いろんな形で頑張ってきましたよね、そんなようなことを皆さんやっているんですよ。しかし、そういうのに甘んじてこういう形で税を取るということは、私は絶対に許せないことだと思うんですよ。

例えば、鹿島市だって10,000千円のお金をね、これだけあればいろんなのに使えましたよね。例えば、10,000千円のお金、これ今、年間7,000千円とおっしゃったですよ。そういうものもあるわけですよ。そして、ましてやそういうお金がどういうふうに流れたかわからないような現状ですね、まだ。全国の人たちが莫大な金を、自分たちが犠牲になりながらもやったお金がどうなっているかわからない状態なんですよ。

どうですかね、私は今言われたように地方の防災、いろんなそれに関する事業に対しては、

そういう市民からもらうんじゃないくて基本としては国が出すのが当然だという考えを持っておりますが、市長はこのことをどうお思いになりますか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えいたしましょう。

お気持ちはよくわかります。できれば今の議論は国会でやってもらいたいなと私は思うんですよ。具体的に法律が定まって地方税法はこうしましょうと法律が決まって、そのもとでやっぱり一定のフレームで働いているというときに鹿島だけの独立の何かシステムをつくれと言われるお気持ちはよくわかりますけれども、そこで、じゃ、これをやめちゃおうと、結局ね、これは出さなかったら交付税削られるという話になるだけの話なんです、目に見えています、それは。だから、それを頑張れとおっしゃるならまた別なんですけれども、ここだけがどうだこうだと言われるんだったら、ぜひ国会でやっていただけないかなと私はそう思っています。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市長のようにね、国で決まったとをここで言うなら国会でやってくれてね、そりゃ私も国会に出て言わるっぎよかですよ。もちろん、いろんな形で私も国に行ったときに言っていますよ。しかし、このような地方でね、そういう意見が上がっていく、そのことによって、今はこうなっているんだけど、やっぱり全国的にそういう意見の流れの中で変えていく、基本は基本としてね、私はびしゃっとする必要があると思うんですよ。先ほどお答えなかったんですが、私はこのような事業は国の財政でやるべきじゃないですかという、決まっています、本質的には国の財政でやるのが当然じゃないですかということであなただう思いますかと聞いたんです。もう決まってから言いにつかかわかりませんが言ってください。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたしましょう。

国が支えなければいけない、国防、防災、国の責任があると思います。おっしゃるように、全額国かどうかというのは議論があるんじゃないかと思います。特にこういう防災には地域の立地とかいろんな条件がございますから、何でんかんでん国でやれという話にすぐなるかどうか。ただ、わかりますのは私たちも今回防災についてかなり力を入れた対策を組まないといけないというんで、この前、議会にも御説明をしましたけれども、ニューディール対策

の中で1番に上げておりますのは防災、それから安全なまちづくりなんです。この金は別途国へ差し出すものではございませんから、それは有効に使わせてもらおうと、そここのところはそう考えています。しかし、それも出すべきじゃなくて国からもらってこいという話になりますと来なかった場合はできないと、こういう論理になりますからね、そこはすべて国、国、国というのも、気持ちは非常によくわかりますけれども、現実問題としてどう処理するか、政策をどう組んでいくかという立場からも御議論をちょうだいしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

本来はこういう防災のいろんな施設だとか対応というのは、これまでに当然やっておなくちゃいけなかったことですね、そうだと思いますよね、それが置き去りにされてきたと。特に原子力問題なんかもそうですよね、安全面で全く手がつけられていなかった。そういう中で、こういうことが起きたから途端に大騒ぎをし出したわけですが、やっぱり私は基本は基本としてやっていく必要があると思います。

特に、佐賀県の税金からも500円ですから千円ですよ、千円。これは私は数字の多い少ないじゃないと思います。基本的な問題で、やっぱりどうしてもこれはおかしいんじゃないかというね、それはもちろん何もかも国、いろんなのがあると思いますがね。

先ほど交付税の云々とおっしゃいましたが、そういう施設をつくったりなんかするのに市が独自でした場合に、じゃ、そういう税金を集めますが、それに対して交付税がどういう形で来るというのがもう決まっているわけですか、その辺については。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今のは決まっているわけじゃございませんで、鹿島は仮に500円要らないと取らないで自分たちでちゃんと防災をやりますと言ったら、ああ、それだけ余力があつとねという判断になるということを申し上げたわけです。取らないところはこうするよとルールで決まっているわけじゃありません。最終的には交付税を配分するポジションの判断ですからね、それは要りませんと言ったら、ああ、余裕があるんですねという判断になるということを申し上げておるわけです。

○議長（中西裕司君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております件で、特に私は先ほど論議をいたしましたけれども、市民税の均等割の増額、この件ではどうしても納得いかないのです、反対の態度をとりたいと思いますが、これの増額というのが東日本大震災からの復興に関してということで、地方でいろんな防災施設などに取り組むための財源づくりということでしょう。そういうことで500円の税が課せられるということで、年間、総額7,000千円、10年間で70,000千円となるわけですが。

本来はこういう事業というのは、当然国がやるということが私は本質だと思っています。そういうことですので、私はこの提案には反対をしたいと思います。

特に、さらには市だけやなくて県のほうも500円の税の引き上げということがやってきておりますので、この辺については私は反対をしたいと思います。

特に今これだけやなくて、先ほども申しましたが、国では消費税の増税などによってこういうものに対するいろんな対応がなされようというような動きもあります。市民の負担はますます大きくなることが予想される中でこの問題も絡めて、私は反対をしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第11. 議案第32号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第32号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書と議案説明資料を使いますので、どうぞお手元のほうに御準備いただければと思います。

議案書の30ページをお開きください。

提案理由でございます。この案を提出いたしますのは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の調整を行うものでございます。

右側の31ページをごらんください。

条例の一部改正の内容でございます。

鹿島市国民健康保険税条例の附則に1項を追加し、東日本大震災において被災された方の居住用資産等の譲渡期限の延長の特例を設け、負担の軽減を図るものでございます。もともと災害の場合につきましては、3年間の期限を延長できるようになっておりますけれども、これをさらに4年プラスいたしまして7年間の延長ということでございます。

次に、具体的な内容につきましては、議案説明資料によって御説明を申し上げますので、議案説明資料を御用意ください。

議案説明資料の34ページに今回の追加の一部改正の新旧対照表を載せているところでございます。

新旧対照表と申しましても、これは追加でございますので、追加の部分の載せているところでございます。

35ページのほうをごらんください。

今回の改正の理由でございますが、先ほども申しましたとおり、東日本大震災の被災者等の負担軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの推進を図るため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の具体的な内容でございますが、東日本大震災により居住用資産が消滅した場合において、その居住用家屋の敷地に係る譲渡について、一定の要件のもと、長期譲渡所得の特例を適用できる譲渡期限を東日本大震災のあった日から同日以降、現行で3年間を経過する日の属する年の12月31日までを7年経過する日の12月31日までとし、4年間の延長をする特例措置が講じられ、国民健康保険税の所得割の算定においても譲渡所得の対象になるために期間の延長について、所要の改正を行ったものでございます。

対象となる措置といたしましては、下のほうに書いておりますとおり、居住用財産譲渡所得の30,000千円の特別控除、それから、特定の居住用財産の買いかえ等の場合の長期譲渡の課税の特例、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定居住

用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除が7年間延長されて適用できるというふうになる
ものでございます。

しかし、鹿島市におきましては、今現在この対象者はいらっしゃらないと。まだ実際に申告
があつておりませんのでわかりませんが、今現在はいらっしゃらないということで
ございます。

施行日は、公布の日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、
これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議案第33号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第12. 議案第33号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてで
あります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき御説明いたしますので、お手元に御準備を
お願いいたします。

議案書は32ページとなっております。

議案第33号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に40,773千円を追加し、補正後の総額を12,413,773千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページ目から6ページまでにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

7ページをお開きください。

それでは、歳入について主なものを御説明いたします。

13款3項3目の教育費委託金は、1,334千円の減額となっております。主なものは、生徒指導・進路指導総合推進事業委託金が不採択となったことから1,500千円の減額、コミュニティスクールのマネジメント力の強化に関する研究委託金を新規に100千円計上いたしております。

8ページの14款第2項の県補助金は、総額12,081千円の増額となっております。

4目．農林水産業費県補助金は、地域農業マスタープラン作成事業補助金で501千円増額、6目．土木費県補助金は、佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業補助金で11,580千円増額いたしております。

9ページの14款3項の県委託金は、総額495千円の増額となっております。主なものは、3目．農林水産業費委託金の中山間地域総合整備事業換地業務委託金490千円を増額いたしております。

10ページの17款1項の基金繰入金は、財政調整基金から24,000千円、地域福祉基金から480千円、計24,480千円を増額いたしております。

11ページの雑入は、コミュニティ助成事業助成金3,800千円を含め5,051千円を増額計上いたしております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の36ページをお願いいたします。

36ページから38ページは、今回の補正の増減比較表でございます。

39ページをお開きください。

39ページは、歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で説明いたしましたので、説明は省略いたします。

40ページのほうをお願いします。

歳出補正の概要となります。

まず、ナンバー1、中心市街地再開発事業は、中心市街地の再開発の基本構想を策定する

もので、新規に2,000千円計上いたしております。

次のコミュニティ助成事業は、コミュニティ助成事業交付金の決定がございましたので、若殿分区、井手区の鉦浮立の道具の整備に3,800千円の交付金を計上いたしております。

次のナンバー4、単独下水路事業は、消防用水利確保のための水路工事費2,000千円を計上いたしております。

ナンバー5の佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業は、補助申請件数の増に対応するために11,580千円を増額いたしております。

ナンバー6の鹿島市緊急経済対策住宅解消事業も同じく補助申請件数の増に対応するため、10,000千円を増額いたしております。

41ページのナンバー10、生徒奨励対策事業は、ことしの3月に鹿島市保険鍼灸師会様から200千円の指定寄附をいただきましたので、スポーツ振興を目的に各中学校へそれぞれ100千円交付するものでございます。

ナンバー11、自治公民館建設補助事業は横田区、伏原区の公民館改修へそれぞれ500千円交付するものでございます。

今回の補正の主な内容は以上でございます。

42ページをお開きください。

基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明は終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

議案説明資料の40ページ、一番初めに企画課のほうで中心市街地再開発構想策定業務委託料ということで、ここに2,000千円上がっておりますけれども、1日にまちづくり構想が市長のほうで発表されましたけれども、それとの関連はどのようになっているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

本議会の冒頭で市長演告の中でもお示しいたしました鹿島市まちづくり推進構想、いわゆる鹿島ニューディール構想のまず一環として、その中で4つの大きな柱でございましたが、3つ目のさまざまな施設の再整備ということで、別名、鹿島市シビックセンター再整備構想ということでお示しをしております。

その中で優先的に取り組まなければならない事業として、公共施設の市街地への移転を上げております。そういった関係もございまして、ここのシビックセンター再整備構想の中心

市街地サテライトエリアの整備構想を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

2,000千円の委託料ですけれども、これはどこに委託をされるんでしょうか、お伺いします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

まだ金額の内訳とか、どういうふうな委託をするかは正式には決めておりませんが、1つは、以前から中心市街地のピオにあります商業施設の空きスペースと周辺の利活用について、早稲田大学入江研究室から御提案もあっておりますので、その提案をもう少し内容を充実してお示しいただくということで、この2,000千円の一部を使って、早稲田大学の入江研究室に委託をしたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

まちづくり構想につきましては、また一般質問で多くの方が質問されると思います。省略したいと思いますが、一応まちづくり構想につきましては基金を取り崩すということが新聞にも載っておったようでございますが、この42ページに載っている基金があるわけですが、どれくらいの基金が今あるのか。基金以外についてはどのような改革を、まちづくり構想ですね、10年間、70億円の計画を予定されているのかをお伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

42ページの表の作成で申しますと、24年6月補正後の現在高が財調基金で1,260,000千円、④の公共施設建設基金は1,210,000千円ほどあります。使用できるのは基本的にこの2つの基金だと思いますので、財政調整金を空にはできませんので、7億円前後はキープした形で、それ以外は多分使用できるのではないかと考えております。

なお、施設整備につきましては、基本的に市債を発行して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

それでは、次に、40ページの3番についてお伺いをいたします。

戸別所得補償経営安定推進事業、この中で人・農地プラン作成事業というのがここに予算を計上されておりますが、人・農地プラン作成事業というのはどのようなメリット、場合によってはデメリットもあるかと思いますが、あるのかお伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

それでは、説明いたします。

人・農地プランにつきましては、今年度から作成をいたしますけれども、その中でメリットということですので、3点あるかと思います。まずは、青年就農給付金ということで、経営を開始される方に5年間にわたって就農給付金を交付することができます。

それと農地集積協力金ということで、中心となる経営体に農地を集積される方に対して集積協力金があります。

それともう1つが、3番目ですけれども、認定農業者の方に政策金融公庫から資金を借られた場合、当初5年間の無利子化ができるということで、この3点がメリットかと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

今、各地の集落営農組織におきましては、高齢化、それからやはり米価が一部低迷したところもありますし、それからまたコスト高、こういうようなことで、特に高齢化で農業をやめるといっておられると思いますが、それに対しても、農業をやめた場合には交付金が出ると。これは前回の議会で説明があったかと思いますが、一応集落営農組織の中におれば、これは対象にならないというようなことも新聞にも載っておったわけですが、その辺はどうなっておるのでしょうか。その対策あたりは考えておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

農地集積に対する協力金ですけれども、今の制度では集落営農組織に対する農地の集積については交付金の対象になりません。それで、集落営農組織外から——集落営農組織の構成

員じゃない方が集落営農組織に農地の作業委託とкаした場合の集積については交付の対象になります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

法人の中でやる場合には全体でカバーをしていくわけですが、集落営農組織の場合はどうしてもやめにやいかんという場合があると思うわけですね。そういう場合、だれかに委託をせにやいかんとなりますが、そういう場合の今後出ないということであれば、対策はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この集落営農組織に対する対策ということですが、人・農地プランについては、今後5年から10年先の集落について、集落の中で十分な話し合いをしていただいて、将来を決めていただくということで、集落営農だけの問題ではございませんので、今現在、集落営農組織に対する対策といえますか、人・農地プランの中では考えておらないところでございます。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

それでは、今3番の戸別所得補償の中の農地プランでお伺いをしているわけですが、戸別所得補償制度が一昨年からモデル事業として始まったわけで、一昨年の場合は固定部分で15千円、変動部分で15,100円ということで、金が鹿島にも来たと思いますが、去年は米価が高かったというようなこともありまして、変動部分が来ないというようなことを聞いております。それで、そうなった場合、昨年の場合、鹿島市内では米価がどのように高かったのか、どのように影響があったのかをわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

戸別所得補償の実績ということで、23年度の実績がございますので、申し上げたいと思います。

まず、米の所得補償交付金につきましては、鹿島市内で合計114,205,500円が交付されております。それと、畑作物の所得補償交付金、これが営農継続支払い分につきましては

は174,230千円、それから麦の数量払いの分が121,900,690円、それから大豆の数量払いが68,987,547円、それと水田活用の所得補償交付金もありますから、この分の合計が——この中で主なものですけれども、大豆に対する交付金が約110,881,500円等がありまして、総合計いたしますと鹿島市で704,975,699円が交付されております。

○議長（中西裕司君）

ちょっと待ってください。よろしいですか。答弁が先でいいですか。（発言する者あり）
中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

済みません、お答えいたします。

米価が鹿島の場合、どれくらい高かったかという御質問だったと思います。御存じのとおり、戸別所得補償制度の中での米価というのは全国の平均で変動部分を補償するという制度になっておりまして、鹿島の米価がどうだったという数字はちょっとわかりません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番議員橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

それでは最後になると思いますが、農林水産省が発表しておりますけれども、平成24年度の全国の米の供給量が793万トンということで発表があつておるようです。需要のほうは797万トン、大体とんぐくらい国内ではなつておるようでございますが、24年度、ことしモデル事業が始まりまして、所得補償制度が3年目になるわけですが、今までと変わった点が何かありましたら、お伺いをして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えします。

23年度と比べて、特段変わった点はございません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

私のほうから2点お伺いをいたします。

議案の説明資料の40ページ、ナンバー1番、先ほど質問がありました中心市街地の再開発事業の委託についてでございます。これまで中心市街地についてはいろんな構想なり、提言なりされてきたと思います。今回つくられようとしている再開発の構想という、これまでの

いろんな提言、構想、中心市街地に対するまちづくりの考え方、これらとどこがどういうふうに違ってくるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、私のほうから、まず今までの構想との大きな違いは中心市街地に市の公的施設をできるだけ移設をしたい、もしくは戻したいという、そういったことで、今まではどちらかといえば、中心市街地イコール中心商店街というイメージが非常に高かったんじゃないかと思いますが、商店街を中心とした市街地の活性化というのはなかなか今からは難しいということで、総合計画の中にも医商連携とか、そういった新しい手法での中心市街地の復活を抱えております。そういった意味で今回の構想の中では、特に優先する施策として中心市街地の大型の空き店舗の中に市の施設、もしくは民間の商業以外の医療福祉関係、そういったものを入居させて再生を図っていきたい。そういったものが従来の計画とは違った部分ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

これまで商業施設で埋めていこうと言っていたあの空きスペースを物販以外といいますかね、そういったものを含めて中心商店街の空き店舗をなくしていこうというのが違いだというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

空き店舗をなくすというところは、これは一つの副産物にはなろうかと思いますが、まずは市民の利便性、それと中心市街地のにぎわい創出、そういったものもあります。そういったところを考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

内容はわかりました。大きな方向の転換だというふうに考えていますけれども、どこでどのように大きな方向転換がなされたかというのがよくわかりません。この構想をまとめていく手順というのですかね、段取りというのですか、入江研究室のほうに委託をしていく

というのはさっき話が出てまいりましたけれども、あと、どのような段階というですか、どのようなことを踏まえていって今の構想の策定になっていくのか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

そもそもは、今の総合計画じゃなくて、策定段階で医商連携とか、新しい手法での中心市街地の活性化を目指していこうということになりました。具体的に、まず佐賀県鹿島総合庁舎の問題が昨年来、もう1年以上前からの移転もしくは改築問題等が浮上いたしまして、今の位置での改築は都市計画上也できないということで、じゃ、これを佐賀県の協力を得て、中心市街地に持っていこうという構想があります。そういった構想を出発点にして、今まで商店街中心の中心市街地の再開発から、やはりそういった公共施設を戻していこうという、そういった発想が出てきたところから話が始まったというふうに思います。

その後、やはり総合庁舎を今想定しておりますその店舗の中に移転するのはなかなか難しいと、そういった状況もございまして、じゃ、ここで総合的に公共施設の再配置、再生を考えていこうということで、市長のほうより本議会冒頭にまちづくりの推進構想が示されたという、そういった経過でございます。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

この構想が生まれてきた背景というのはわかりました。ただ、今後どうやってそれをまとめていくかという質問をしております。

あわせて、この委託金の一部が使われるであろう入江研究室が構想の大きな柱のところをつくっていくんだと思いますけれども、この入江研究室なるもののメンバーというのはどのような方で構成されているんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、今からのまず手順でございますが、市長が示しました鹿島市まちづくり推進構想には、この施設の再整備のほかに大きな4つの柱がございます。この4つの柱を庁内にありますそれぞれの所管課で分担して、役割を定めて推進していくことになろうかと思います。当然この中には総合計画にも載っていない、または実施計画にも載っていない、そういった事業もございますので、総合計画の見直し過程、または実施計画のローリングの中でのこの中身については具体的な推進方法、役割分担等も含めましてローリングをしていきたいというふうに思っております。

早稲田大学建築学科入江研究室でございますが、入江研究室は早稲田大学の1つの研究室として入江先生を中心に大学院生を含めて学生が約25名ぐらい、そういった学生がおります。そして、民間の分担研究員という方が数名いらっしゃいまして、その入江研究室の中でいろいろな勉強をやっておられるということでもあります。この分担研究員は民間の方がどなたでもなれますので、鹿島市内にも分担研究員の方がいらっしゃいます。そういった研究室でございます。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

中心市街地を活性化させていこうというのは、その中に入っているお店の方も、それからいろいろ事例を研究してきた方もいて、これまでのいろんな計画なり構造なりがつくられてきたところだと思います。

今聞きますと、入江先生は別としても、あとは学生と分担研究員の方、どれだけの専門性を持って、ここのまち、鹿島のまちをつくっていけるのかというのが非常に不安に思います。もちろん新しいことをするわけですから、新しい学生たちの発生というのは必要にもなるやろうし、力にもなるとは思いますけれども、これまでやって積み上げてきたノウハウというのがどのような形でその中に生かされていくのか、これからまとめていく段階に、そういうのを取り込んでいく計画があるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

早稲田大学入江研究室はあくまでも一大学の研究室でありますので、主に私たちがお願いしている部分は、やはり学術的な部分からも、今までのいろんな計画、そういったものの分析、あと全国にどういった事例があるか、そこらあたりをよく研究していただいて、鹿島に合うような、まず大きなランドデザイン的なアイデアを報告書、もしくは発表、また大型の模型、ジオラマですね、そういったもので提案をいただいているというのを従来からもやっておりますので、あくまでも私たちがまちづくり、中心市街地の活性化でございますが、私たちがまちづくりについて意思決定をしていく上での、あくまでも参考資料の位置づけにはまずなろうかと思います。ですので、実施設計とか詳細設計とかを大学の研究室に委託をする、そういったことではないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、シビック構想やったのですかね、市長からお話を聞かせていただきました。10年間のスパンで考えている計画だったというふうに思っておりますけれども、今回、策定の業務委託につきましては、24年度の予算で出ております。24年度中に策定をしてしまわれる計画になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

まず、この鹿島市まちづくり推進構想の中でも優先的に行わなければならない中心市街地への公共施設の移転と鹿島駅と駅前広場、その辺の大きな意味でのグランドデザインをお願いしたいというふうに思っております。

委託期間は、年内に最終的な報告をいただいて、9月議会等もございますので、8月前には1回、中間報告等をいただきたいというふうに思っております。

そういったものを踏まえまして、来年度以降の鹿島市の実施計画もしくは予算編成に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

9月議会前までに中間報告を、それから年内に報告書をとというようなお話でありました。時を同じくして特別委員会で、まちなか活性化の話をしております。すり合わせなり、意見交換なり、こういうものがあるのかどうか、こういうふうにして行政の中で委託費を外部に委託をされまして、そこで話がまとまってしまうと。これでやりますよというような話であると、特別委員会で私たちは一体何を話しようとやろうかというふうな気がいたします。特別委員会と策定の委託との関係についてお伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

この委託の考え方ですけど、1つの形にしていいただきたいということで、当然私たちが何もしなくてこの半年間とか1年間、全く独自に研究をやっていただくということではございません。当然、鹿島市のまちのことをよく知っている市民の方、また議会の特別委員会とか、意見、そして私たちの思い、そういうものをやっぱりこちら側の主張として、また目指すものとしてまとめまして、そういうものを入江研究室の協議の中で出して行って、そういったものを材料として、それを形につくっていただきたいと。そういったものを考えておりますので、あくまでも私たちの思いを目に見えるわかりやすい形に、報告書もしくは模型とかグ

ラフィックとかそういったものにやっていただきたいと、そういったものを想定しておりますので、全く向こうに任せっ放しということではございません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

この間、視察をさせてもらった中にも、このようなことで駅前の開発を手がけられたところもありました。そこはワーキンググループをつくって、広く市民の方がその中で討議をしながら形をつくっていくというようなことで、非常にこういった形というのはいいなと思いつながら帰ってきたところでございます。ぜひその頭の中にあるものを形にする場合に、行政の職員の頭の中にあるものだけの形ではなくて、いろんな人の頭の中にあるのを統合して融合させた形にさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった手順というのはとれるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、入江研究室をめぐっていろんな御質問があつていますから、市民の皆さんの誤解を招かないように私からお話をしておきたいと思いますが、多分余り御存じない市民の方は、突然何か入江先生という人がぽこっと出てきて、鹿島のことについていろんなことで相談を受けられる方が多いかもしれません。ところが、もう議会の皆さん御承知のように、入江先生の教室まで2回も行かれた議員がこの中におられますでしょう。それで、ちゃんと鹿島の将来はこういう施設があつたらいいんじゃないか、こういう町並みになつたらいいんじゃないか、自分たちで模型図までつくって——これは無償でおつくりになっているんですよ。鹿島に対する思い入れが非常にございます。そういう方が御提案をむしろいただいているんですよ。研究した厚い報告書をごらんになったことがあると思います。それを踏まえて、私たちは鹿島に対する気持ちと、私たちがこれまでピオに対していろんな提言があつているんです。しかし、成功したものはなかったわけですね。それを踏まえて、この際、お願いをしようじゃないかということで改めて——これまでは正確に言うと、勝手におっしゃっていた。今後は我々の思いを入れて、それを踏まえて、これまでのことを十分研究した上で御提案をいただくということなんで、私は非常に鹿島にとってはいい方向ではないかと思っています。そこは踏まえていただきたいと思います。

市民の皆さんは、突然早稲田大学の先生が来て何か勝手なことを言うんじゃないかとか心配しんさっけん、そこだけはむしろここにおられる方はみんな入江先生とはもう御じっこんですしね、何を考えておられるか、よく御承知だと思いますので、そのところだけ私は

皆さんにお伝えをしておきたいと思います。

もちろん丸投げするわけではありません。我々の思いと、これまでの経緯を踏まえた上で、世界的なまちづくりの権威でもあるんですよ。そういう人が鹿島のためにお手伝いをしてあげたいとおっしゃっていますから、ぜひ快く我々は受けたいなと思っております。

○議長（中西裕司君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

市長から答弁をいただきましたので、この問題はこれくらいにしておきたいと思います。あとは譲りますので。

あと、5 番目の住宅リフォームの補正のことでございます。これは23年度から非常に人気があるといいますか、密着した事業になってきております。ただ、思いますのは、23年度に3回の補正を組んで、今度当初予算を組んで6月に補正を組むというようなやり方ですけれども、要望が多いというのがわかっているならば、もう少し大型の補正を組んで、都度都度というような感じを受けないというようなことはやっぱり無理なんではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

住宅リフォームにつきましては、先ほど議員から申しいただきましたように、かなり期待、要望が多い。これは今後も続くんじゃないかという状況、そういうふうな認識をいたしております。それで、住宅リフォームの助成事業につきましては、鹿島市の事業といたしましては、23年度から25年度までの3カ年計画をということで思っております。それで、今年度、6月補正ということでお願いをしておるわけですが、基本的に追加の補正というのは今年度は考えてございません。事業そのものは3カ年度でやるということで思っております。

大型の補正をということにつきましては、これも先ほど申しましたように、3カ年計画ということの中での流れでございます。さらに額の多い少ないにつきましては、全体的ないろんな諸課題がある中で、定住対策、環境対策、少子・高齢化などいろいろな課題がございますので、そういった継続事業との関係、それから新規事業ございますので、住宅リフォームにつきましては、鹿島市の考え方としてはそういう状況でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今の答弁だと、6月に補正を組んで、今年度中にはもうリフォームについての追加の補正はしないと、考えていないというふうに受け取りましたけれども、それでいいのでしょうか。

それともう1つは、今回、当初予算のときも1日、2日で予算を満たしてしまったということでの補正ですけれども、今回またそういった状況で多くこの補助を受けられないという人が出た場合の9月なり12月の補正は考えないというふうになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

今回の補正につきましては、25年度の分を一部前倒しして10,000千円の増額をとということで今回上程お願いいたしております。したがって、今後ないのかということですが、改めて申し上げますけど、現段階では今年度の分はもう追加補正は考えておりません。

ただ、市民の皆様からのこの制度、事業に対する関心、それから期待、これはもう先ほど申しましたように、物すごいものがございますので、25年度の新年度予算の編成作業時におきましては23年度、24年度の2カ年の実施による問題点と申しますか、そういったこともあると思いますので、そういったことも含めまして、この予算額につきましては大きな課題問題でございますので、25年度はそのときのこれからの検討だというように考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま、ずっと皆さんからも出されてきましたが、中心市街地再開発事業の件でお尋ねをしたいと思います。

今回、2,000千円の予算の補正が組まれているわけですが、これは先日出されたまちづくり推進構想に基づいたものと理解をしておりますが、せっかくいろいろ深く論議がされている中で、また出発点に戻るわけですがね。まずお尋ねしますのは、このまちづくり推進構想というのは、それを土台にしながら今のままでずっと具体的に取り組みを進めていかれるんですか。まず、そのところをお尋ねします。意味わかりますか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

構想の文章をお読みになるとおわかりだと思いますが、これは提示をしていると書いてございますよね。会議とか手順を経て決定されたいいわゆる条例とか計画とかいうのではござい

ません。したがって、議会の皆さんの議決事項にもしていないし、御報告はいたしましたが、そういう性格のものだと思います。したがって、ぜひあそこはもうちょっと直したらどうでしょうかとかね、もうちょっといいアイデアがありますよと、募集をしたいということを頭の構想の横に置いてあるんですよ。したがって、あれを示したからそのまま突っ走りますよとか、そういうことは全くございません。むしろあの構想は、お話をしたと思いますが、いわば鹿島市の60年間、ある意味でそれプラス私自身の2年間の経験を踏まえまして、鹿島市はだれが市長になろうとも、今までずっと目指してきた道を凝縮すればそういうことですよというふうに整理をしたものでございます。したがって、あの中でやめろとか、もっとたくさんやれとかいうことがおありになったら、幾らでもおっしゃっていただいて結構だと思いますし、そのほかにあるとすれば、あの中に入っていない当然やらないといけないこと、決まっていること、実は含まれていないんですよ。そこはお読み取りをいただきたいと思います。

それから、議論になっておりますシビックセンターの話はそのうちの一つの柱でございます。しかも、その中の中川コアエリアじゃないサテライトのほうは、さらにその一部なんですよね。今回、委託をしようとしておりますものは、全体のいわゆるニューディール構想を何とか研究してくれませんかとか委託するわけじゃないんですよ。中心市街地を中心にしていろいろ御提案はこれまでいただいております。お示しいただいた模型もありますから、皆さんはもう現物をごらんになっていると思います。

それを踏まえて、ああ、いい話ではないかという前提でこの話は始まっていると。もっと極端に言いますと、お尋ねですから、わかりやすく言いますと、ピオをどうするか、あるいはピオのあり方をどうするか、その周辺ぐらまでと、その近くを頭に置いて何か御提案をいただけないか、さっき課長が言っていました具体的にこういうものがあつたらいいねという目に見える、そういうものをいただきたいということなんですよね。この2,000千円で何かこの辺まで含めて、中川エリアまでいろんな構想ができるとは夢にも思っていないし、それをお願いするつもりはありません。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま市長のほうから、ごらんいただきましたでしょうということでありましたね。確かにいただきました。ただね、私たちはあれに関しては全く行政からの説明は受けておりません。そうでしょう。本来ならね、私はそれが何であろうと、あれだけ大きな問題が含まれているわけだし、中を見ますと、確かにすばらしいですよ。今まで私たちがこうあってほしいと思ったことも入っております。これからぜひあらくちやいけないということも入っておりますよ。そして、具体的には70億円の金額が云々というのも兼ねておりますがね。

ただ、私は今回のこの問題が、一部議員には報告があっていますね、議長と委員長ですか、あったということを聞きました。ただ、私たちその他いろいろ議員にはあっていないんですよ。文書が出されただけなんですよね。だから、何か意見を、それは今から徐々に一つ一つ取り上げながら意見を言っていいいでしょう。しかし、現実的にそうだからということで、もうそこに出されたのをわかっておったでしょうということで一つ一つやられていったってね、私たちの意見言う場所はないわけですよ。

特に今、総合計画なんかも出されておりますからね、そういう問題との関連も出てくると思うんですよ。そういう面では、議長と委員長が代表で出られて報告があって、例えば議長がいいですよ、進めてくださいと、そういうことは恐らくおっしゃらないと思いますが、例えばそうあったにしたら、全議員に対する執行部の説明と意見聴取はあるべきだと私は思うんですよ。そういうことがなされているということすら、私が知らなかったかもわかりませんが、私たちは知りませんでしたね。

そして、議長、委員長に説明があった日に議長から説明がありますから集まってくださいとその日に急遽言われたって、議員はだれだっていろんな仕事をやってますし、そりゃ、どうしても行かなくちゃいけないところもあると思いますがね、議長からの説明ですよと言われたって、私たちは、例えば受けたって、それをただ単に受けるだけのことであって、執行部から説明を受けるのとは全く違うわけですよ。そういう面では全く私たちには話がされない。これは議会無視、市民無視ですよ。そうしか言いようがありません。そして、市長はあるところで、この問題については議会としてはこういう意見がありました、まちづくりの中ではこういう意見がありましたという、そういうあたかも私たち議員全体がそういう——あのとときのごあいさつを聞けば、聞いた人はそういう理解しかしませんよ。そういう中で進められている。私は、本当にこのあり方はどうかと思います。

それから、先ほど、入江教授の問題ですか、お話ありましたよね。確かに私たちもお話は聞きました。ただ、やっぱりまちづくりというのは本当にそこにいる人たちの話をしっかり聞いて、そしてどうするかということをはりかく練りながら、そしてそれと並行しながら専門家の話を組み込んでいくということが大事だと私は思うんです。私たちまちづくり委員会、私もそれに所属をしていますが、本当に必死で私たちも皆さんの意見を聞きながら取り組んでいるんですよ。しかし、それを本当に反映する——今、執行部に対して反映するところは十分じゃないと思うんです。

つい先日も行政視察に行きましたが、あるところでおっしゃったんですよ。私たちはコンサルには頼みませんでしたと。本当に町の人たちが一つ一つ知恵を出し合ってやってきたおかげで、大変だけど今のこの町が維持されているんですよとおっしゃったところがあったんですよ。そうだと思うんですよ。どんなにきれいなものをつくったって、その地域の人たちが本当に真から要求しないと、それが大きく発展しない。また、自分たちで話し合ってつくり

出したからからこそ、一緒になってそれを盛り上げていこう、もっとさらによくしていこうという隅々の皆さんたちの意向が生まれるんじゃないかと思うんですよ。

やっぱりせっかくですからね、そういう形でのまちづくり構想をつくっていただき、まちづくりに取り組んでいただきたいとは思いますが、私の考えはおかしいでしょうか。それから、議会に対しての説明がないということは、やっぱり私は許せませんね。議会無視、市民無視ですよ。どう思いますか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の話は物の考え方として、私たちは無視して全く御連絡もしなかったということではございません。さっきから言っていますように、この構想を実現するには具体的なプランとか、場合によっては第5次総合計画も改正しないといけないかもしれない。何よりかにより金が必要ですよ。その金はすべて御相談をいたします。そういう性格のものです。ただ、議決事項ではございません。まさに構想なんです。

したがって、ただぼんと発表するのもしかんだろうということで、議会の中でその職にありになると思われる方々とは御説明いたしましたし、別に隠れてやっているということでは理解をいただかないほうがいいと思います。言っていますとおり、これまでの経験が凝縮されています。これからは幾らでもアイデアとか御提言をいただきたいと言っているんですよ。このままやりますとはどこにも書いていないというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

議決事項じゃないからと云々の問題はないと思うんですよ。私は、こういうまちづくりについてはこれまでも長い間の課題でもありましたしね、せっかく取り組んでいただくわけですから、やっぱりある程度の形ができたなら議会に対して意見を聞くとか、説明をすとか、そういうのがあってしかりだと思うんですよ。市長は、さっきの議案のとき、国会で言えと言われましたが、これはここで言えますからね、私は言いますよ。これは国会で言わんでよかけですからね。だから、その辺はやっぱり説明しましたと、せっかくするなら議長と委員長だけでなく全議員を集めてしたってよかったわけでしょう。一応あした発表を記者会見でせんばらんけん、議会に何も言うたらんけん、これは都合の悪かばいと。とりあえず議長と委員長ないと言おうかと、そういうことにしか受けとめませんよ。それではやっぱりおかしいですよ。

私たちも突如出て、そういうのが記者会見であって、市民の皆さんから聞かれたって、私

たちも見たばかりで隅から隅までまだ十分に読めない分もあって読んでいないところもありますから、即答えることはできませんがね。この問題については確かに全体的にはすばらしいことも書いてありますが、やっぱり今市民の中からもいろんな御意見が出されているのは事実です。特に今回、ピオの問題は早急に解決しなくちゃいけない問題ですから、しなくちゃいけないということはわかりますよ。私たちもこれまでピオの中には官公庁を入れるとかいろんなことをしたらというようないろんな提案もしてきましたからね、取り組みが始まってきたということはそれはいいことです。ただね、せっかくそういうことをやられるのなら、本当にみんなが納得できる形での対応をしていただきたかったということです。機会がありましたら、もう一度一緒にそれを前にしながら検討すべきだと思いますし、今回、一般質問もたくさん出ておりますから、そういうところで解明する分もあります、それはそれとして、また違ったものだと思いますので、今後の取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

次に行きます。先ほど竹下議員から住宅リフォーム助成制度の問題が出ましたね。お話を聞きますと、当初予算10,000千円のうち1日でなくなったというようなことですが、まずお尋ねしますが、冒頭の10,000千円の補助金、何件で事業総額は幾らですか。まずお尋ねします。わかりますか。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

鹿島市の緊急対策の住宅改修事業の補助金でございますが、当初予算は15,000千円になっております。申請件数が167件、総工事費といいますか、224,000千円になっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の御報告を聞いても、本当に2億円の事業ができたということは、それだけ市内の業者の人たちが潤ったということが言えると思いますね。そういう中で、やはり昨年も補助金に該当しない、もう補助金がなくなったということで、新年度にはお願いをしようということで業者の人をお願いをして計画をつくってされていた人が行ったら、当初予算でもうことはのうなったですよと言われたという人も何人かお会いしました。そういう中で、また今回10,000千円の補助金が組まれるわけですが、そういうことになると、恐らく前から補助金に該当しなかった人が列をつくって待っておられると言っていいくらいにあると思うんですよ。そういうことになると、今回の10,000千円でも私は少ないと思うんですよ。

そういうことから、先ほどではもう既に25年度のものを前倒ししてということをおっ

しゃいました、先ほどちょっと答弁で出てはきましたが、私はぜひこれは、今年度さらに9月、12月とありますから、取り組むということをしかりとさせていただきたいと思うんですね。本当に、例えばこれだけの事業ができるということはめったにないんですね。それとやっぱり補助制度があるということでやろうと。例えば、私個人のことを言ったらおかしいですが、やりたいと思っているけど、ほかの人が早くされたほうがいいからと思って足踏みしている状態ね。例えば、畳がえもせんでよかばってん、せっかく補助金があるから畳がえもしようとかかそういうのがありますが、お話を聞きますと、ほかの人たちはそういうのがいっぱいあるみたいですね。

ですから、一応ことはこれですよじゃなくて、ぜひ今後もこの計画については9月、12月と進めて取り組むということをおはここで表明させていただきたいんですがね。まだ、今回の補助金がどこまで消化されるかはわかりませんが、これが消化されるのは目に見えていると思いますよね。ですから、その辺について市長どうですか、お考えをお聞かせください。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

実はこの事業の特徴を1つ、2つ申し上げますと、1つは鹿島市が先鞭をつけたと言いな
がら、ある程度県の事業がバックアップしてくれている部分があります。そういうものの
配慮が一つ要るんじゃないかなと思うんですね。

それからもう1つ逆に、非常に市民の皆さんのニーズはあって、しかも経済効果が、計算
の仕方はいろいろありますけど、5倍あると言ってみたり、10倍あると言う人もいますけれ
ども、そういう効果をどう見るかと、そういうのをはかりにかけながら見ていかないといけ
ない。したがって、最初からいつまでやる、何億円使うというのはなかなか難しい事
業だと。事業量を見ていかないといけない。こういうものは鹿島市内で限定的ですから、次
第に先細りになると非常にいろんなところで、何といたしますか、予算編成とかでつらい思
いをすると。そういうことを考えながら、いろいろあなばいをしながら運転をしていると思
っていただきたいと思います。

したがって、我々がさっき、部長も答弁をしておりましたように、やりませんとか、やり
ますとかというのを確定的に申し上げにくい部分であると。それと同時に、これはもう長年
の御経験おありですから御承知だと思いますが、予算の裏づけのないものを我々がいきなり
やりますとか言えない部分もあると。それやこれや考えて、よくよくそういう事態の推移を
見ながら対応していくというところまでしか申し上げられないと。しかし、正直言って、こ
の効果が思ったよりもあったのかなという判断を鹿島市もそうですけれども、県当局もしつ
つあるということだけは申し上げられると思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

この効果は思ったよりあったのかなじゃなくて、あったんですよね。あったからこそ業者の人も喜んでいただくし、市民の皆さんも喜んでいただく。特に鹿島市は県内だけ見ても他の市町村よりすごく制度的にも進んでいるということで、非常にうらやましがられている面もあります。だから、自動車は安全運転せんといかんですけど、先ほど運転と言われましたので言いますがね、ぎりぎりのところまで頑張ってください、市民の皆さんの要求にこたえていただくということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかにございますか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

再三質問が出ておりますが、私も議案説明書の40ページの一番最初の中心市街地再開発事業の件ですが、私もこの件は一般質問に入れていますから、余りここで言い過ぎると自分の首を絞めますけど、しかし私の性格上、言わないわけにもいきませんから質問させていただきますが、別に入江研究室に委託をされること、私はいいと思っています。もしかしたら違っていたかも知れませんが、以前、浜のほうでも、佐大の三島研究室にいろいろお願いをした。それはそれですばらしかったんですよ。私たち中にいる人間がわからないいろんなことを外部の方から教えていただいて、それは非常にすばらしいと思います。

ただ、今2人の議員から質問があったように、私も議会の特別委員会とかいろんな所掌の委員会と連携をとっていただきたいし、それと今まで培ってきた地元の商店街が積み上げてきたいろんな思いがあるでしょう。ここの連携もその入江研究室のほうにしっかりと伝えていただいて、そして、また新しい形の構想を発表していただければと思いますが、どうでしょうか。御答弁をお願いいたします。どちらか、課長か市長か。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

アドバイスをいただきましたので、そういった方向で進めます。今までも入江研究室は、御存じだと思いますけど、よく現場に学生さんを率いて、実際にそこのお店をずっと回ったりとか、また先生自体もその商店主と親しくなって、そういった手法をとられておりますので、十分私たちも含めて地元の方々、関係者の方々、十分に意見交換をやりながらやっていけるものじゃないかと思います。当然、議会の皆様と特別委員会とのお話も、当初この発表の前に意見交換の場をということで設定をしてもらっておりましたが、どうせならこの構想がもう少し表に出た時点で意見交換をやってほしいということで延期までしていただいた

事情もございますので、そういったところも意を酌んでいただいて、積極的な意見交換は行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

わかりました。市長のほうからも、これからいろんなアイデアを市民からも出していただきたいということで、先日、私たちのまちなか活性化特別委員会が視察に行ってきました。その中で、委員のメンバー、ここにいる半分の人間は見ていますが、延岡の駅前のまちづくり構想、これは非常にすばらしかった。ビデオもできております。その中で、私たちも商工会議所の4階で何回となく商店主として、そして鹿島実高の生徒、それとか地元の地権者、いろんな方とワーキング、これを行ってきました。それに、今度できれば入江研究室も入れていただいて、いろんな意見を1回まぜてみたい。そういうふうなのを、先ほどの課長からの今後の予定として9月の議会に中間報告をして12月に報告をまとめたいということだったら、その間に1回やっていただけないですか。私たち全員参加をしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

ちょうど延岡の駅前のまちづくりとか、それから今度、長岡に立派な駅前の施設ができています。そういったものも入江研究室から紹介もあつていきますので、ぜひ意見交換の場を持てればというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

ありがとうございます。この件はこのくらいにして、私も一般質問の内容に入れています。グランドデザインという言葉も課長から出ておりましたが、それについては一般質問の中でまた深く掘り下げていきたいと思っております。

次に、これも今までお二人の議員から出ております緊急経済対策の住宅改修事業でございますが、本当にこれは好評だったと私も思っております。この前のは多分1日で受け付けが終わったんじゃないかなと思うんですけど、その前に、私はまちなみ建設課に行って、市民から苦情が来ていますよというのを言いました。その理由というのは、1つの業者が10件も20件も抱えてきて、ほかの方はずっと後ろに並んで待つかんといかん。これをどうにかしてくれよと。業者用と個人用と分けて列をつくってくれと。しかし、その後、また電話がかかってきました。全くこれは変えていなかったと、同じようなやり方だったと。どうなっ

ているんですか、今後これ変える予定はあるんですか、課長。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

住宅リフォームの受け付けの件でございますが、確かに受け付けのときは早朝から並ばれて非常に多かったと聞いております。また、業者の方も結構いらっしやいまして、1業者の方で数件、数十件申請をされたということがございます。これにつきましては、見積書、あるいは着工前の写真の添付、それから平面図、こういうものの提出がございまして、なかなか個人では書類の整備ができないということもございますので、代理申請も了としているところでございます。1業者で数件出されたということですが、これにつきましては業者の営業努力もあったかというふうに思っております。

今後、その受け付けの方法をどうするかということでございますが、現在その受け付け方法の変更について検討を行っております。これは先着順としておりましたけれども、今後はこの先着順をもう少し変更いたしまして、できるだけ平等に扱えるように今検討しておるところでございます。これにつきましては、最終的な検討に入っております、7月1日の広報紙に掲載するようにしておりますので、ごらんいただければと思います。

なお、受け付けの開始時期についてはもう少し時間がかかりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりに、企業努力は認めますよ。一生懸命、こういうふうな助成制度があるからこの際しませんかということで、これだけの167件というのが出てきたんですよ。そして、224,000千円という事業費、これはすばらしいことだと思います。今御答弁いただきましたから、もうそれで結構です。7月1日号ですね、しっかりと私も、私に電話をかけてこられた方にはそのあたりを伝えておきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

あと、最後に1点です。委員会でも、私は所掌の委員会で質問をいたしました。39ページの教育総務課、生徒指導・進路指導総合推進事業委託金、補正前が1,500千円、補正額マイナス1,500千円、これは県からのこの分がなくなったということで、約1人の指導の方の分の給料となるのか、それが減らされるということで、私は今まで鹿島の教育委員会にしろ、鹿島市は不登校問題に非常に取り組んでこられたと。もうしょっぱな教育長がかわられて、今後こういうふうな減額になっていくわけですが、そこを守られていくのかということで質

問をしたいと思います。委員会でも質問をいたしました、もう一度答弁をお願いいたします。守られていくのか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

確かに委員会のほうで質問があつて、自分のほうからお答えをしたかと思います。今回のまずこの事業がなくなって、その分での1名の方の補充といいますか、対応がなくなったということでございますけれども、それについてはやはり現場のほうとしては1名確実にその対応の分が減ったということで、確かに負担にはなろうかというふうに思います。しかしながら、まずは現時点でその生徒に対応するというのが先決であろうというふうに思いますので、その分については、ほかにも同じような事業として基金を使った事業もございますし、またスクールソーシャルワーカーのほうもおりますので、そこら辺で今の状況に応じた対応をしていきたいと。

幸いにして今年度は不登校は不登校児といいますか、の分が今までの事業をしてきた成果という部分もあるかと思いますが、減ってきているということでございますので、その分については幾分今の職員にも負担はかかるかと思いますが、その分で対応していきたいと。また、再度今の状況がどうなのかというのを再確認しまして、もしどうしても対応ができないということである場合は、その分では9月補正にあるかもしれません。そこは現状を踏まえて、再度確認をしていきたいというふうに思います。

それから、今回、こういった事業がなくなったということで、鹿島市としての不登校に対する対応が薄くなったということではございません。これは今までの流れの中でこの事業を今までずっとうちのほうは不登校対策ということで対応をしてきて、その分で勝ち取ってきた事業でございます。これが時の財政事情とかで今回減ったわけですので、その分についてはまたほかの事業を探しまして、不登校対策に重点的にといいますか、ほかの事業もあるわけですが、この分では今後ずっと対応していかないといけない事業でございますので、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今の答弁ですね、今これはケーブルテレビで見られていると思いますが、非常に私はちょっとおかしなことをおっしゃるなど。ほかにも同じような事業があるから、そっちのほうで済まかすみたいな、そういうふうな答弁はどうですか。こういうふうな対策の事業というの

は幾らでも必要なんです。同じような事業じゃないと私は思っています。一つ一つ性格の違うもの、そして私は一般質問でもいつも言っていますが、不登校の子を持つ親、それと本人、それとそれを持っていらっしゃる担任の先生、いろんな悩みがあり、思いがあり、その中で解決をしようとする中で、先ほどみたいに同じような事業があるからそちらのほうに転嫁するとか、これはやっぱりおかしいと思います。

一番最後にあなたは、もしこれがどうかなれば、9月の補正予算でもう一回補正予算を組むかもわからないと。それもまたおかしいですよ。最初から鹿島市の教育はこういうふうにしていくんだというのをしっかりと形をつけていないから、県からの補助がなくなったらすぐこうやって一つの事業をやめていく。ある程度の教育についてのビジョンというものを正確に私は今後教えてもらわんといかんです。私はそんな気がいたします。

もう一度お聞きをいたします。これが金額としては1,298千円の減額になっておりますが、人数は1人の指導員の方が少なくなったと。それでも不登校問題、そういうふうな児童の自立支援事業等に含めて問題はないということでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

まず、先ほど言われた同じような事業があるからということで言われました。これは自分が言ったのは、不登校対策として、この事業は国の委託事業としてやっている事業です。同じと自分が申し上げましたのは、この事業自体が同じ不登校傾向にある子に対し、自宅に訪問をして生活指導をするとか、あるいは学習指導をするとか、そういったことで最終的には登校に向かわせるというような事業、また保護者と話をして、どういう状況ですかというようなのを学校とも組み合わせた形でコーディネートする方1名をこの事業で行っています。

もう1つ、うちの基金を使った事業として、全く同じです。全く同じ方で東部と西部とそれぞれにほかの基金を使った事業として2名の方を雇用しております。ですから、その事業を指して同じような事業というふうに申しましたので、そこは誤解がないようお願いをしたいというふうに思います。

それで、先ほどの補正をとということで自分は言いました。確かに現時点では、現場のほうからは例えば1名減ったからにっちもさっちもいかない。今年度の事業で、議員も御存じだと思いますけれども、あれだけ要求をしておりました支援員の方、緊急雇用の事業で支援員も減っております。ですから、その分も減っております。なおかつ、これも減っていますから、先ほど申しましたように負担は来ているだろうと。しかし、にっちもさっちもいかない状態なのかどうかということで、どうしても対応ができないということであれば、その分は9月で補正するしかないだろうということで自分は申し上げたつもりでございますので、別に事業に対して弱腰とかそういうことではございませんので、その旨お伝えをしておきたい

というふうに思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今、補足といいますか、再度御答弁をいただいて、気持ちは十分わかりました。

済みません、教育長、教育長の意見をいただいてよろしいですか。

○議長（中西裕司君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほど生徒指導・進路指導総合推進事業の委託金が減額ということで、次長のほうが説明を申し上げましたけれども、もう既に御存じのように、魅力ある学校づくり調査研究事業というのが西部中学校で今年度から取り組むようになっております。これは昨年度の末に希望いたしまして、幸いながらとれたわけなんですけれども、こちらの事業は内容的には似通っておりまして、不登校を未然に防止するというのが大きな目的になっております。これまでの生徒指導、進路指導も似通っておりまして、防止するとともに、とにかく減らそうということで取り組んでいたわけなんですけれども、今回ののは逆に未然防止というものに力を入れるようになっております。

既に関係者の会議等も何回となく行われておりまして、その中の協力していただく委員の中に大学の先生がいらっしやいまして、かなり全国的にも活躍をしていらっしやいます。それで、そちらの協力をいただきながら事業づくりとかにも取り組んでいきまして、それから現在、不登校の生徒につきましてもいろんな状況を調査しながら監視をしていこうというふうに考えておりまして、そういった面ではこれまでよりも深い取り組みができるんじゃないかなというふうに期待をしております。今後とも不登校防止、あるいは未然防止については一生懸命取り組んでいく所存でおります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6 番議員伊東茂君。

○6 番（伊東 茂君）

教育長から御答弁をいただきましたが、私が質問した趣旨とは若干違うような気がいたします。私一人で時間をとるわけにもいきませんから、今後、一般質問の中で教育長とこの議論をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかにございますか。2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

私は一般質問等も上げておりますので、ニューディールに関しては一般質問でさせていただきます。金額的には小さいことかもしれませんが、1点だけ質問させていただきます。

一般会計補正予算（第1号）の19ページになります。1目、学校管理費、パソコン修繕費に850千円を充ててありますけれども、具体的に説明をお願いします。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えいたします。

学校で使用するパソコン、生徒用、また教師用のパソコンのリース契約をいたしておりますけれども、その中でリース契約と別に保守契約という形で今のところ契約をいたしていません。ですから、修理が発生をした場合については、その都度修理代を払うという契約になっています。毎年度およそ10台分から12台分。ですから小学校の場合は500千円を計上いたしてきております。ですから、これで大体12台分ぐらい、平均、大まかですけれども。ところが、議員御存じだと思いますけれども、パソコンと別にサーバーというのがあります。今年度、サーバーが壊れたということで既に500千円で補修をいたしております。すると、今後パソコンに対して対応ができないということになりますので、今回850千円を計上したと。ほかにもパソコンで既に修理をしないといけないという部分も出てきておりますので、プラスアルファという形で850千円を計上したということでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

今回、サーバーが壊れたということで850千円、今までの500千円プラス850千円ということで、1,300千円ほどの修繕費が今回かかるということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

議員が申されたとおり、今年度の最終的な予算としては850千円を執行するということで

補正予算を立てております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

非常に修繕費というのが高いように思います。そう何台も何台も壊れるというのがあるのかなというように思いますけれども、リース契約というのも必要だと思います。その中でリース契約を崩して新品に変えるというような形をとればもっと安くなるような気がしますけれども、そこは修繕費を今回補正したほうが今後のためにも安く上がるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

まず、リースをどのようにしているかということですが、今現在、学校で先生用、また生徒用、児童用のパソコンがおよそ三百六、七十台あるかというふうに思います。その分でのリースですが、5 年リースを基本的に組んでいます。なおかつ、あとの1 年については再リースということで、再リースをするとリース代が約半額になるということで再リースまでして、およそ6 年使用するという形で、また再度更新をするという形です。

今のリース代、具体的に細かく申しますと、小学校、中学校合わせて24,000 千円ほどになります。これを先ほどの保守料を入れた分での契約になるとどうなるかということで、担当のほうにお聞きをしたところ、約1.5 倍ぐらいになるよということで、1.5 倍というと36,000 千円になるという形で、ですから保守料込みでの契約にするのか、スポットといいますか、その都度修理をしたほうが得なのかということで、てんびんにかけたらどうしてもそのときの修理代で済ませたほうが安くつくということで、こういった形でその都度修理代で年間およそ50 千円とか100 千円とか、そのぐらいでそれぞれ中学校と小学校と分けて対応をしているということでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

よろしいですか。

ほかに。8 番議員松本末治君。

○8 番（松本末治君）

議案説明資料40 ページで1 番、5 番、6 番、かなり質問あつておりましたから、合い中を

とりまして2番、コミュニティ助成事業ということで3,800千円の補正がっております。この中で宝くじ助成による地域づくりの推進ということ、若殿分、井手区、鉦浮立の整備費ということでありますが、毎年この宝くじの事業はあっておるような気がしますけれど、どれくらいの形で予算化できるものか、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

この宝くじの助成の配分金というのが一定のルール、人口とかそういったもので配分をされますので、大体鹿島市においては一般コミュニティ事業がこれですけど、上限2,500千円で、例年2件から3件のペースで事業が実施できている状況です。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

今現在、かなり鹿島市内、多分60ぐらいの郷土芸能があつたんじゃないかなと思います。そういう中で、過去においては文化庁がかなりの巨額を投資して、そして道具の整備ができたという思いがあります。七浦でも私の部落なんかかなりの金額をいただいて補正ができました。ただ、現在の活動の中で、後継者育成等かなり厳しい状況にありますけれど、そういう中で、やはり郷土芸能を伝えていくために毎年毎年金が必要になるわけです。

そういうことで、今言われたように、2件か3件ずつで対応していただいているということですけど、そういうふうな形でやっていっておりますと、やはり10年も経過すれば、更新しなくてはいけない衣装なんか出てきます。それと、いろんな形で過去においては秋祭りとか郷土芸能を実施する折に、やっぱり地区民、自治区の皆さんの浄財、お花ということで、それを当てにして更新なり後継者育成対応をしてきておりましたけど、今現在、お花というのかなり減ってきておりますから、難しくなりつつあるわけです。しかし、子供たち、また後継者の練習というのは毎年やっていかにやいかん。金がないから1年越しにしているという地区もあるわけです。そういう中で、今、県の指定なり市の指定というのがありますけれど、実際、今の段階で県の指定による活動助成金、市の助成金というのはどういうふうになっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答をいたします。

今お尋ねの分は、民俗芸能とか伝承芸能という範囲でよろしいですか。それによりますと、県指定の重要無形民俗ということでは、音成の面浮立と母ヶ浦の面浮立2件が県指定、それ

から鹿島市の指定としては浅浦の面浮立ということで指定をさせていただいている状況です。

県指定の文化財保存の管理委託料ということで、これは県のほうから管理委託料が出ていたかと思います。ただ、これが平成20年度までで、これは県の財政事情によるものだというふうにお聞きしておりますが、そういったことで20年度をもって管理委託料というのが削減をされて廃止をされていると聞いております。

市指定の文化財につきましては、6件について管理の委託をお願いする必要があるものについて160千円、20千円から60千円の範囲で補助というか、管理委託という形で補助金を出しております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。臥龍太鼓というのも近くにおられますけれど、本当に太鼓なんかは結構、1つの太鼓を破ったら何十万円、1,000千円近くするというようなこともありますので、そういうときは、いろんな事情はあられると思いますけれど、やはり鹿島市の財産、資源として補修費の助成等についてはぜひ対応をしていただくようお願いをして、この件は終わりたいと思います。

それともう1つ、4番、単独下水路事業、消防用水利確保のためということで2,000千円の計上をされております。観覧堤から消防用水として西牟田あたりに水を引っ張ってもらうための水路工事だろうと思いますけれど、これだけですばっと西牟田まで水路完備になるのか、どれくらいの割合になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えを申し上げます。

消防水利のための下水路の補修でございますけれども、この分はちょうど観覧堤の放流口に当たります。ちょうどあそこの鹿島高校の前の六州荘の前が市道乙丸～吹上線ですけれども、それをちょっと上がっていきますと、狭い市道で柿の木～田代線という市道がございます。これの横が今現在、約30メートル程度でございますけれども、やはり狭いということもございまして、この上流川につきましてはもう既に側溝整備等で補修がしてあるものでございますから、特にこの間が、横は多分畑で、今現在、石垣も低いですね。水路が狭いということであったものでございますから、この分を今回は上下流に合わせまして水路幅の約400でございますけれども、に改修をして、やはり水がよく流れるような形で整備をするというものでございます。

これから下でございますけれども、水路が相当広いところがあると思いますので、多分この区間が一番狭いのかなとは思っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8 番議員松本末治君。

○8 番（松本末治君）

今、福岡課長のほうから答弁あった下水路というような形の対応なんですけれど、農業用水路あたりでは結構狭いところ、水の流れが悪いところというか、水を流したらもう水田をつくっていないところに水が入りますよ、そいけんなかなか流されんですよというようなことも聞いております。そういうところについての対応は農林水産課での対応ができるようになるでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

農林水産課としては、農業用水、これは耕作物をつくるための用水についてはうちのほうの範疇だと思いますけれども、先ほど言われました用水をして耕作をしていない水田に入るということですか。農林水産課のほうでは、それはちょっと考えておりません。

○議長（中西裕司君）

8 番議員松本末治君。

○8 番（松本末治君）

急に振りまして済みません。また、ゆっくりこの辺はお尋ねをしていくつもりでございますので、きょうはこれで終わりたいと思います。またよろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第33号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。3時から再開をいたします。

午後2時47分 休憩

午後3時 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第13 議案第34号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第13、議案第34号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第34号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

議案書は33ページでございますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正の内容は、債務負担行為について審議をお願いするものでございます。

第1条の債務負担行為の追加は、2ページ、第1表債務負担行為の補正のとおりでございます。鹿島市浄化センター汚泥処理棟施設建設委託の上限として、平成25年度から平成27年度までの3カ年で664,000千円を計上いたしております。汚泥処理につきましては建設当初、下水道処理開始を早めるために、段階的施行として、水処理施設管路内に仮置きして稼働してまいりましたが、稼働より17年を経過し、汚泥処理量の増加や設備老朽化に対応するため、汚泥処理棟建設を日本下水道事業団に委託するものでございます。委託期間は平成24年度から27年度までの4年間で予定いたしております。全体の事業費につきましては、744,000千円でございます。このうち平成25年度から27年度分の事業費664,000千円が債務負担行為となります。工事工程でございますけれども、平成24年から25年につきましては土木及び建築工事を予定いたしております。平成26年から27年につきましては機械及び電気工事を予定いたしております。

3ページをお開きください。3ページのほうに財源の内訳を記載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。（発言する者あり）

質疑は早目におっしゃってください。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、遅くなりまして。

私、よくわかりませんのでお尋ねをしたいと思います。この事業については事業団に委託するということですが、先ほどおっしゃいましたように、前半は建物の工事、そして後半が電気設備などの工事ですが、これ含めて全部事業団に委託ということなんですか、その辺お尋ねします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、24年から27年、これには土木と建築、機械、電気も含んでおりますけれども、これをすべて含めまして日本下水道事業団へ委託をするということでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は専門的にはわかりませんが、例えば専門機器なんかはそこでなくちゃできないというものもあると思いますが、例えば建設工事とか電気工事というのは分離発注して地元の業者にというようなことは不可能なわけなんですかね。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

基本的には日本下水道事業団の指名の規格に合わせて発注されると思いますけれども、基本的にうちからお願いしているのは、例えば土木とか建築あたりはですね、地元でもできますからやはり地元のほうを採用していただきたいということでお願いをする予定でございます。で、やはり機械とか電気は専門的なものがありますので、例えば前回の平成19年に水処理棟の一系列を委託いたしておりますけれども、そのときの例で申し上げますと、土木とか建築は地元の業者さんが元請になっておられます。で、機械、電気の中ではやはりそれなりの規模の業者さんが入っておられますけれども、その下請として地元の電気屋さんあたりも入っ

たということは聞いておりますので、今回もそういうふうなことで事業団のほうへお願いをしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

実質的には、例えば建設についても電気についても地元の業者がするとなった場合ですよ、受けたところから出すよりも、直接鹿島市から分離発注して出したほうが、私の単純な頭で考えますと財政的にも少なくて済むんじゃないかと思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答え申し上げます。

今の質問の要旨は、分離分割発注するようであれば直接鹿島市がということでございますけれども、この汚泥処理棟の建設につきましては土木と建築、それと機械とか電気というようなことで、いろんなことで土木技術者とか建築技術者、機械、電気まで含むものでございますから、当然市のほうにはすべてを管轄する技術者というのは少ないものでございますから、そういうところも含めましてすべてを日本下水道事業団へ委託して、下水道事業団の監督のもとに今回の建設工事を進めていただくということで予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

でありましょうが、そういうことの御指導を受ければ、単純に建物はこっちの鹿島の業者に頼むとか電気は頼むということなら、何もその人がせんでも、実際はするわけですから。鹿島が直接頼んだと同じような料金でいくかどうかはわかりませんが、恐らくそう簡単にはいかんと思いますけどね。そういうことは考えられないのか、そしてまた、その辺の、今新たのじゃなくて、今までもいろんな経験もおありでしょうから、そういうのができないのかと思いますがね。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

鹿島市で直接ということでございますけど、これは先ほど申し上げましたとおり、やはり

土木、建築、機械、電気ということで、そのくらいの技術者が要るということで、うちはそのような人間がおりませんので、そういうものを事業団にお願いするということでございます。

で、今までの経過の中で、当初、平成2年から7年まででございますけれども、これは事業団に委託をいたしました。その後、初沈の作成は平成10年から多分十二、三ぐらいもやっております。このときは確かに自前でやってみようということで、鹿島市が直接発注をいたした経緯もございますけれども、やはり機械電気とかなかなかあって、その当時、聞きますと大変苦勞されて事業団あたりに御指導を仰いだということも聞いておりますので、そういう中で19年度はまた水処理のほうを事業団へ委託をされたということを聞いております。今回もそういうふうな人的なものもございますので、全部含めまして日本下水道事業団へ委託をするということでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうことで、どうせ今のままでいけば変えますということはないと思いますが、今後の問題として、例えば、職員が、そういう一人専門的な人たちがね、だれだって経験を積みばできるんじゃないかと、そりゃあいろんな難しい問題あるかわかりませんがね、そういうのをやっぱり物にしながらやっていくと。例えば、その時期だけ一人、職員、専門家を配置したって私はそっちのほうが安うつくつとやなかかと思うんですよね。建築関係、電気関係、直接発注するほうが。まだわかりません、私も調べんと言っていますからね。わかりませんが、私はそのほうがいいんじゃないかと思ひますし、受ける業者としても同じ仕事をして、よりプラスの利益を得るほうがいいわけでしょう。そういう地元の業者育成のためにも、これから——これは下水道だけじゃなくてほかにもそういうのがありますね。以前もいろいろありましたよ。いろんな工事をするときに一括して請けなつて結局は地元の業者がただんごととして請けのうたというような、これまでもいろいろありましたからね。そういうことにならないように、よりプラスアルファになるように地元の業者の人たちもより生きていくような、そういうもので今後対応していただきたいということをお願いして終わりたいと思ひます。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

一つは地元業者の育成でございます。これにつきましては、私どもも当然、鹿島市内の方

でできるものをですね、下水道事業団のほうへ市内の業者を使ってくれということをお願いをしたいと思いますし、当然、下請等でのですね、そういうふうなことがあればそういうふうなことを日本下水道事業団なり、もしくは元請の業者をお願いをしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

答弁が出ないと思いますから。そういうことで、後の指導ね、そこに請け負ってもらふということなら、下請に出した場合の業者対応の仕方、そこはやっぱり発注した鹿島市がしっかりとした指導をしていただく。そして、より地元業者がプラスになるようにということをお願いしなくちゃいけない答弁だったと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第34号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第14. 議案第35号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、議案第35号につきまして御説明をいたします。

議案書は34ページ、別冊の議案説明資料は43ページでございます。

議案第35号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県西部広域環境組合を佐賀県市町総合事務組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させ、並びに多久市を佐賀県市町総合事務組合の議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務及び非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

佐賀県市町総合事務組合ですが、佐賀県の10市10町及び一部事務組合、広域連合等42団体で構成し、6つの事業を共同でいたしておりますので、規約の変更につきましては構成団体42団体すべての議会の議決が必要でございます。

変更の内容でございますが、別冊の議案説明資料の43ページに規約の変更の新旧対照表を掲げておりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

日程第15 請願上程

○議長（中西裕司君）

次に、日程第15. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明14日は休会とし、15日は文教厚生産業委員会を開催、17、18日は休会とし、次の会議は6月18日午前10時から開き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時18分 散会